

# 文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 竹内 小代美

## 1 日 時

平成26年9月12日（金） 午前10時04分から  
午後 1時54分まで

## 2 場 所

第2委員会室

## 3 出席した委員の氏名

竹内小代美、戸高賢史、三浦公、麻生栄作、尾島保彦、平岩純子、小野弘利

## 4 欠席した委員の氏名

な し

## 5 出席した委員外議員の氏名

な し

## 6 出席した執行部関係の職・氏名

教育長 野中信孝、警察本部長 奥野省吾 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第85号議案のうち本委員会関係部分及び第100号議案については、原案のとおり可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 大分県長期総合計画の実施状況について、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、大分県人権教育推進計画の改訂についてなど、執行部から報告を受けた。
- (3) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

## 9 その他必要な事項

な し

## 10 担当書記

議事課議事調整班 主幹 堺田健  
政策調査課政策法務班 主査 長友玉美

# 文教警察委員会次第

日時：平成26年9月12日（金）10：00～

場所：第2委員会室

## 1 開 会

## 2 教育委員会関係

10：00～12：00

### (1) 付託案件の審査

第 85号議案 平成26年度大分県一般会計補正予算（第2号）  
（本委員会関係部分）

第100号議案 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

### (2) 諸般の報告

①報第 41号 大分県長期総合計画の実施状況について

②教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

③大分県人権教育推進計画の改訂について

④大分県スポーツ推進計画の改訂について

⑤公社等外郭団体の経営状況等について

ア 公益財団法人大分県体育協会

イ 公益財団法人大分県奨学会

⑥平成26年度全国学力・学習状況調査の結果について

⑦「芯の通った学校組織」の定着状況調査の結果について

⑧「韓国平和の旅」について

### (3) その他

## 3 警察本部関係

13：00～14：00

### (1) 諸般の報告

①報第 41号 大分県長期総合計画の実施状況について

②公社等外郭団体の経営状況等について

ア 公益財団法人暴力追放大分県民会議

イ 公益財団法人大分県交通安全協会

ウ 公益財団法人大分県防犯協会

③警察犬の運用状況について

④「治安に関する県民アンケート」の結果と全国との比較について

### (2) その他

#### 4 協議事項

14:00～14:10

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

#### 5 閉会

## 会議の概要及び結果

**竹内委員長** ただいまから、文教警察委員会を開きます。

これより、教育委員会関係の審査に入ります。

初めに、付託案件の審査を行います。第85号議案平成26年度大分県一般会計補正予算（第2号）についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**野中教育長** 議案書の1ページをお開きください。

第85号議案平成26年度大分県一般会計補正予算（第2号）の教育委員会所管分について、説明いたします。説明は、お手元に配付しております文教警察委員会説明資料でさせていただきます。

説明資料の1ページをお開きください。

表の下から3段目に二重線で囲んでおりますが、補正予算計上額は右から2列目の補正予算額の欄にございますとおり1,600万円の増額です。

この結果、補正後の予算総額はその右の欄にありますように1,122億6,448万5千円となります。

それでは、補正予算の内容についてご説明します。別冊平成26年度補正予算に関する説明書の15ページをお開きください。

第10款教育費第1項教育総務費第4目教育指導費の事業名欄スーパーグローバルハイスクール推進事業1,600万円です。

詳細につきましては、委員会説明資料の2ページに記載しておりますので、そちらをごらんください。

この事業は、文部科学省よりスーパーグローバルハイスクールの指定を受けた大分上野丘高校において、立命館アジア太平洋大学や企業との連携のもと、国内外での実地研修や留学生との交流、国内外の大学教授や企業幹部の講演などを行い、語学力だけでなく、国際的に活躍する力と意欲を持ち合わせたグローバル人材の育成を図るものです。

以上で教育委員会の平成26年度一般会計補正予算についての説明を終わらせていただきます。

**竹内委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第100号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**野中教育長** 第100号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について説明い

たします。

議案書の53ページをお開きください。

本議案は、左の理由欄にありますように、高校改革推進計画に基づき、県立別府青山高等学校と県立別府羽室台高等学校及び別府市立別府商業高等学校を発展的に統合して新たに県立別府翔青高等学校を、また県立玖珠農業高等学校及び県立森高等学校を発展的に統合して新たに県立玖珠美山高等学校を設置し、並びに県立玖珠農業高等学校及び県立森高等学校を廃止するため、設置条例の一部改正を行うものです。

お手元の文教警察委員会説明資料の3ページをお開きください。

1の改正内容ですが、5ページに新設2校及び廃止2校に係る条例別表の改正を新旧対照表で掲げておりますので、後ほどごらんください。

次に2の改正理由ですが、先ほどの議案の理由のとおりです。

なお、新設校の名称につきましては、7月29日の県教育委員会において、別府地区新設校については大分県立別府翔青高等学校、玖珠地区新設校については大分県立玖珠美山高等学校に決定したところ です。

また、位置につきましては、別府地区新設校は既設の別府青山高等学校と別府市立別府商業高等学校の一部、玖珠地区新設校は玖珠農業高等学校の校地となっています。その下の(2)の玖珠地区については、地元協議会の要望により一括統合を実施することから、来年4月1日をもって統合する2校を廃止いたします。

4ページをお開きください。

3の統合される既存高等学校の取り扱いについては、別府地区の別府青山高等学校、別府羽室台高等学校及び別府市立別府商業高等学校につきましては、新設校の設置に伴い、3校とも27年度から募集停止とし、平成26年度以前に入学した生徒が卒業する平成28年度末に廃止する予定です。また、玖珠地区の玖珠農業高等学校及び森高等学校については、現在在学する生徒は、平成27年度に新設校へ一括して転校することから、平成27年4月1日に廃止いたします。

次に4の施行期日ですが、新設校の設置については、平成27年4月の開校に向けた準備作業等を行う必要があるため、平成26年10月1日とし、県立玖珠農業高等学校及び県立森高等学校の廃止は平成27年4月1日としております。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

**竹内委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**尾島委員** 両校とも、開校支援委員会のほうから校名の推薦があったと思うんですが、アンケートの結果とあわせて、新聞で報道されておりましたが、開校支援委員会の推薦校名をちょっと上げていただきたい。それから、昨年9月には校名決定に当たって少し混乱した委員会ではあったんですが、附帯決議がなされました。その主な内容としては地域の事情、地域住民の感情等を真摯に酌み上げて校名を決めてくださいということだったんですけど、そういった配慮があったのかどうか。

それから、昨年教育委員会の中で校名決定の際に採決で割れましたよね、教育委員さん4対2という。今回、全会一致だったのかどうかということ。

それから、最後になりますが、6月の所管事務調査で両校視察をしまして、今後の統合に向けた準備状況を調査したんですけど、その後、統合に向けたそういった整備が校内の

施設整備も含めて進捗状況が順調なのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

**野中教育長** 推薦の校名等、あるいは整備状況については担当課長からご説明するという  
ことで、昨年度の附帯決議を受けてのことしの対応ですけれど、地元での開校支援委員会  
での議論が十分なされる必要があるなということを思いました。ですから、去年と異なっ  
て、ことしは私も2つの開校支援委員会に行きました。その前の年の経過もあったと思  
いますけれども、各委員さん、十分、本当に積極的に発言をしていただきました。

ちょっと玖珠地区では安易に流れそうなところもあったんですけども、ちょっと私も  
発言をして、もっと徹底的にやってくださいという、そういう議論の中で、ある意味理想  
的な形での合意形成が出てきたなど。合意形成といいますか、3校を推薦するんですけれ  
ども、その3校を議論も踏まえて、こういう観点からこれ、こういう観点からこれ、こ  
ういう形で出てきました。その議論の中で、おおむね開校支援委員会としての意向がつか  
めたなという感じがいたしました。十分地元での意向を皆さん踏まえての議論ができるよ  
うな形で見えてきたなというふうに思っております。また、できるだけ早く情報も提  
供しながらということも工夫をしたところでございます。

**高畑高校教育課長** 1点目の開校支援委員会の推薦の状況でございます。前回の委員会  
でも若干ご報告いたしましたけれども、玖珠地域におきましては、開校支援委員会の中で9  
案を検討いたしました。その9案の中で、今教育長が申しあげましたけれども、かなり熱  
心な議論を経まして、玖珠、玖珠未来、そして玖珠美山というのを推薦しようというこ  
とで、ただ、玖珠の開校支援委員会の中では、その議論の中で、投票してみようというふ  
うなお話になりまして、投票の結果は玖珠美山が一番多く、次いで玖珠、玖珠未来とい  
うような状況でございました。そういった内容を含めて教育委員会に推薦があったとい  
うことでございます。

別府地域のほうは、これも開校支援委員会の中で9案につきましたいろいろと検討・議  
論をいただきました。その結果、別府総合、別府翔青、別府希望ヶ丘という3つの校名が  
教育委員会に推薦されたところでございます。その中の議論としては、特に別府翔青に賛  
同する意見が多かったというふうには思いますけれども、この3案を教育委員会に推薦  
しようということで、教育委員会の中で検討を、2回検討の会議を教育委員会の中で持  
っていただきました。その結果、それぞれ全会一致で、玖珠につきましては玖珠美山、別  
府につきましては別府翔青という校名が決定したところであります。

2点目の、昨年度の附帯決議等を踏まえての取り組みでございますけれども、この件に  
つきましたも、ことしにつきましては、特に校名候補決定の考え方ということで、校名を  
全国募集するに当たって、4つの校名決定の視点を明示いたしまして、例えば、新しい学  
校の構想にふさわしい校名であるとか、あるいは響きや文字から夢や希望など、高校生活  
をイメージできる校名といったようなことを明示した上で公募をしたところでございま  
す。

さらに、逐次、常任委員会で進捗状況を報告いたしましたり、また先ほど説明があり  
ましたように、開校支援委員会に教育長、教育委員が出席して、議論の状況をよく見る  
ということをいたしました。また、校名決定の際の教育委員会会議には、地元の状況並び  
に準備状況をよく把握している開校準備室長を出席させまして、詳細な説明をした上  
で教育委員に議論いただき、また、準備室にありましては、この間、地域の中でいろ  
いろ意見聴取等を盛んにやっていただきまして、地元の思いや意見を踏まえつつ、校  
名決定に至るよう

に取り組みを進めたところでございます。

3点目の準備状況ですけれども、現在、準備室の中で校歌、校章、制服の決定に向けた取り組みをしております。校歌につきましては、12月下旬にそれぞれ完成する予定でございますし、校章につきましても、今公募をかけて、その中から絞り込む作業を行っているところでございます。さらに制服につきましても、今メーカー、コンペ、両者決定の後、それぞれの地域で中学校に制服の提示をいたしまして、中学生からのアンケートを踏まえて決定するというふうにしております。

これらはそれぞれ10月に、第2回の開校支援委員会の中で、委員さんにお示しして、ご意見を頂戴しながら決定していくという状況でございます。

また、一番大事な教育課程カリキュラムにつきましても、11月の完成に向けて教科書の準備、教育課程の準備を今熱心に進めておるところでございます。

**岡田教育財務課長** 設備の状況につきましてご説明を申し上げます。

まず、別府の新設校につきましては、商業棟の建設はもう発注が済んでおります。現在は、既存の青山高校側の校舎の内部改造を順次実施をしているところでございます。今後、外構ですとか渡り廊下、こういったところを進めていきたいと考えております。

玖珠の新設校につきましても、まず大物の第2体育館の建設を進めております。あわせて、校舎の内部、外部の改造といったところを今順次行っているところでございます。今後、またグラウンドの整備ですとか、そういったところを展開をしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**三浦委員** 今後の統合は、当然子供たちのためという視点がなきゃ悪いと思うんですけど、中学校3年から高校に上がる各校の進路希望者の状況はどういうふうになっていきますか。

**高畑高校教育課長** これは7月18日現在での希望状況でございますが、毎年のことですけれども、非常にこれからいろいろ動いていくというふうな子供たちの希望の状況でございます。

そういったことを踏まえて申し上げますと、別府地域につきましては3学科ございますけれども、トータルとしては今示しております定員を上回るような状況でございます。

玖珠につきましては、定員がまだまだ足りないというような状況でございますけれども、玖珠地域につきましては、未決定ということで回答をしておる生徒が多うございます。かなりの人数でございます。そういった意味で、今後動いていくかなというふうな気がしております。また、こういったことを踏まえて、学校の魅力をより告知、周知いたしまして、10月には学校説明会も実施いたしますので、そういった取り組みの中で学校の内容を理解させていきたいというふうに考えております。

**三浦委員** 玖珠美山については割れているということなので、具体的に何人ぐらいの希望者がいるのかと、未定者が非常に多いということなんですけど、なぜそういうふうな状況にあるのか。

例えば、それは毎年のことなのかとか、どういうふうな分析を。

**高畑高校教育課長** 玖珠美山につきましては、今のところ60人から70人の間の希望状況でございます。

**三浦委員** 2クラスないですね。

**高畑高校教育課長** はい。地域で62人ぐらい未定というふうに回答しております。また日田地域でも47人ぐらいまだ未決定というふうに回答しております。

これは例年ですと数人ぐらいの未定、玖珠におきましてもそういったような状況でもありましたので、多分、玖珠地域の高校がどういった形になるのだろうか、どういった魅力があるのかなと、いろいろ考えて、検討している段階かなということで、例年以上に未定者が出てきているんじゃないかなと思っております。

特に中学生は、年末に向けて進路決定が本格化していきますので、この期間の働きかけが大事だと思いますので、そういったところを勘案して取り組んでいきたいと思っております。

**三浦委員** 玖珠美山は確か4学級ですかね。その4学級が編制できない、3学級になるような可能性はあるんですかね。ちょっとその辺の見解を聞いておきたいんですが。

**高畑高校教育課長** 玖珠美山につきましては普通科が3学級、地域産業科—農業科でございますけど1学級、4学級ということでスタートするというところでございます。

このこと自体は当面といたしますか、この4学級の規模で、これは適正規模の4から8の4学級ですので、適正規模が維持できるように取り組みを続けていきたいと考えております。

**三浦委員** その場合に、子供の希望が優先されるのか、それとも4学級を維持しなきゃ悪いというような事情が優先されるのか。どっちなのでしょう。

**高畑高校教育課長** どっちがどっちということではなくて、定員の策定に当たりましては、中学生の数、増減、あるいは今委員がおっしゃいましたように適正規模の問題もございまして。そして中学生の希望の状況、そういった要素を総合的に勘案しながら、全県的視野で策定をやっておりますので、そういった中で適切な定員策定を行っていきたいと思っております。

**三浦委員** 透明性を確保して審議してください。

**小野委員** 今のに関連するわけですけどね、前期の再編が終わって7年過ぎたり8年過ぎたりして、前期の再編の教訓を今度の後期の再編にも生かさなきゃならないと思っているんですけども、今のような急激な人口減少、少子化の中で、この後期再編の2校にしても、今心配するように、やがてまたこの定員問題がすぐ浮上してくると思うんですよ。

国東の例でいきますと、今7年目に来ているんですけども、まだ余り上がっていませんけれども、ぼちぼち今出てきているのが、あの7年前に議論をし、地域で心配をしたこの進学クラスの問題。それから同じ学校に複数の学科が共存するという、混在するという、当時こういった心配はしたわけですけども、そういう心配が今ぼつぼつ出てきている面もあるわけですね。

そういったことで、前期の再編の検証というのか、総括というのか、こういったことはまだ今のところまとまっていないのか、またまとめようとする考えがあるのか、そこら辺のことを含めて。

**高畑高校教育課長** 委員お話しの前期の再編整備、検証ということに関しましては、昨年度、高校改革フォローアップ委員会という第三者の委員会を設置しまして、その中でいろいろ議論をしていただきました。基本的には、その中での検証というのは、高校改革が目指したことがどこまで実現できているかという視点で検討をいただきまして、今お話の総



合選択制の高校につきましては、単独では維持できないというところで、発展的統合ということでございました。その中で、総合選択制を取り入れて、生徒の学習ニーズにあわせた教育課程にしていこう、学校にしていこうということで、それはおおむね達成できているんじゃないか、そういった意味で、子供達を含めて、学校の数を含めて活性化につながっているというような評価をいただいております。

一方で、総合選択制はより生徒のニーズにあわせた形で絶えず検証・改善していかないといけないというご指摘をいただいておりますので、そういった課題点につきましては、現在、フォローアップ委員会の関係校協議会で、その対応を関係の高校と対策を考えて、協議会を既に2回持ちまして、やっているところでございます。

**麻生委員** これは名称に関する議案でありますから、しっかりとした手続を踏まえて、先ほど教育長からお話がありましたような形で手順を踏んで上程されたものと認識しました。

ただ、先ほど来話が出ていますように、高校再編の中で、人口急減社会の中で、例えば、大分県の中の自治体が1つでもなくなってしまうと、決してなくしてはならないと、断固守るんだと、それと同じように、今回の高校というのは、その地域になくてはならない高校ですから断固守るという気概のもとで名称が決まったと、このように思います。

地域の皆さんの熱意も含めて、そういう気持ちをしっかり踏んでこれから取り組みをしていただきたい。そういう意味では、走りながら考えなければならないスピード社会ですから、制服とか、校歌とか、学校の校舎とか、いろんな施設整備もスタートしているわけですが、学校のイメージ、校名が決まれば、目指すべき学校像というものを一言でわかりやすく伝える工夫が大変大事になってきます。とても大事になってきますが、そこがまだきょうの説明ではちっと足りんかなと、このように思います。

この学校を断固守って、地域を守っていくんだと、人材育成を極端にしていくんだと、そういう気概が伝わるような校名に基づく表現をして取り組んでいくことを求めておきます。

要望で結構です。

**三浦委員** 小野委員の関連なんですけれども、フォローアップ委員会での検討状況とかが当該市町村になかなか伝わっていないような状況がありますから、しっかり説明をお願いします。

**竹内委員長** 校名については特に皆さんの意見がないようですが、これをちゃんといい学校にするために、私からも少しお尋ねします。

まず、教師の配分については何名を予定していて、それから各課でどのような配慮をしているか。臨時講師は、こちらのような新設校はますますやりにくいと思うので、どの程度予定をしているか。

あと、フォローアップ委員会の報告を逐次いただくんですが、最終的な報告について、ちょっと私が失念しているんだと思いますが、もう1回確認の意味でお願いします。

以上、2つです。

**藤本人事教育課長** 高等学校の場合、教員の定数は、収容定員、それと設置学科によって決まる基礎定数と、文部加配、あと県単とかで決定します。

具体的にどういった授業を開設していくかといったものが固まりませんと、正式な人数というのが出ませんので、これからその辺のところも踏まえて、何人の配置にするのかと

というのが決定していくということで考えております。

特に新設校の場合は特色ある学校づくりということで、人事異動の際の公募制度というのも取り入れておりますので、そういった形でやる気のある教員を配置していきたいと考えております。臨時講師等につきましても、やはり開設する授業とかで、授業数が少ない場合はやはり非常勤で対応せざるを得ないということも当然出てきますので、そういったことも踏まえて対応していきたいと思っております。

以上です。

**高畑高校教育課長** 昨年度のフォローアップ委員会に関しましては、その報告書が昨年度、ことしの2月に提出されております。そういった関係で、昨年度3月の委員会の中でご報告、説明をさせていただいたところがございます。

状況としてはそういう状況でございます。

**竹内委員長** それが最終案なんですね。

**高畑高校教育課長** 最終案でございます。

**竹内委員長** 承知しました。ほかにはよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

最初に、2件の報告をお願いします。

**野中教育長** お手元の資料「大分県長期総合計画の実施状況について」をごらんください。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年、報告しているものです。

大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」は、20政策、57施策から構成されており、本報告についても、57施策毎に実施状況の評価を行っています。

まず、1ページをお開きください。

指標による評価や指標以外の観点からの評価、施策に対する意見・提言による、総合評価の結果を記載しています。

取り組みの進捗状況について、A、B、C、Dの4段階での評価としていますが、全57施策のうち、取り組みの進捗が「順調に進んでいる」A評価及び「概ね順調に進んでいる」B評価は、55施策、全体の96.5%となっています。また、「やや遅れている」C評価は2施策となっています。

次に2ページをお開きください。

指標の達成状況についてですが、一番上の表にありますように、「達成」から「著しく不十分」までの4段階の区分としています。

192指標のうち、「達成」及び「概ね達成」は、表の上から3行目にありますように、156指標、全体の81.3%となっています。また、「達成不十分」は26指標、「著しく不十分」は10指標となっています。

なお、参考資料として、165ページ以降に、政策・施策ごとの「平成25年度の目標値に対する達成度」及び「平成27年度の目標値に対する達成度」を一目で分かるようリーダーチャート方式で示していますので、後ほどごらんください。

お手数ですが、5ページにお戻りください。

表の左から2列目、政策欄の1教育の再生、未来を拓く人づくりと青少年の健全育成のうち、(1)子どもの挑戦や自己実現を支える学校教育の推進、(2)いじめ・不登校対策の強化、(3)県民総ぐるみによる教育の推進、1つ飛びまして、(5)生涯学習社会の形成と社会教育の推進の4つの施策と、政策欄の2芸術・文化の興隆とスポーツの振興のうち、(2)文化財・伝統文化の保存と活用と、(3)県民スポーツの振興の2つの施策、あわせて6つが教育委員会に関する施策です。

どの施策も目標の達成に向けて取り組みを進めているところですが、それぞれの施策において設定している指標の中で、成果が上がっている指標、逆に成果が上がっていない指標について、主なものをご説明いたします。

かなり飛びますが、118ページをお開き願います。

ページ中ほどのⅡ. 目標指標の一番左、指標欄をごらんください。

まず、子供の学力向上に関する指標についてご説明します。一番上の「基礎・基本の定着状況調査における学力が全国平均以上の児童生徒の割合」をごらんください。この指標は小学5年生と中学2年生で設定していますが、表の中ほど、25年度の欄にありますとおり、小学5年生では目標値63.5%に対して実績値は59.7%であり、目標達成度は94.0%、中学2年生ではその下にありまして、63.5%の目標に対して実績が54.8%と、86.3%の目標達成度となっています。

これは、学力向上対策支援事業による人的支援や授業改善を目的とした各種協議会の実施等により、特に小学校において授業改善の取り組みが学校全体で組織的に進められたことによるものです。いずれも目標達成度は100%を下回っておりますが、本年4月に県下全小中学校で実施した大分県学力定着状況調査では、小学校3教科、中学校4教科の全てで、初めて全国平均を超え、また、全国学力・学習状況調査において、小学校では全国16位、九州トップレベルを実現するなど、小中学生の学力は着実に向上し始めていると実感しているところであります。これからも習熟の状況に応じたきめ細やかな授業の実施など学力向上につながる取り組みを推進してまいります。

次に、子供の体力向上についてです。同じページのⅡ. 目標指標の下から2つ目、体力・運動能力調査で県平均が全国平均以上の種目の割合をごらんください。この指標では、25年度の目標値41.0%に対して実績値は37.5%であり、目標達成度は91.5%となっています。

これは、特に中学校において全国平均以上となった種目数が少なかったことによるものです。しかしながら、昨年度ご報告した24年度の目標達成度は58.4%であり、33.1ポイントの改善が見られたところであります。今後も、特に中学校における一校一実践の取り組みの充実・定着を図り、子供たちのさらなる体力向上を図ってまいります。

さらに、いじめ・不登校対策にも力を入れております。

少し飛びまして、122ページをお開きください。

この項目では、「いじめの解消率」と「不登校児童生徒の学校復帰率」を目標指標とし

ています。25年度の実績値については国の公表前であるため、いずれも24年度実績値を掲載していますが、下から2つ目の、小学校における不登校児童生徒の学校復帰率は目標値を下回ったものの、他においては目標値を達成することができました。

いじめの解消率については、いじめに対する組織的な対応力の向上や相談体制の強化などの取り組みが目標達成に結びついたものと考えており、今後も25年度から設置している「いじめ解決支援チーム」を活用しながら、さらなる解消率の向上を図ってまいります。

不登校対策についても、各種連絡会議等で不登校児童生徒の学校復帰に取り組んでおりますが、小学校においてはスクールカウンセラーの配置校割合が低く、専門的ケアが不十分となり、結果として目標に達しませんでした。今後は、スクールカウンセラーの小中連携配置等をさらに進めて、学校復帰率の向上に努めることは当然ですが、ひとたび不登校の状態になってしまうと学校復帰が困難となるケースも多いため、本年度から市町村ごとに配置している不登校対策コーディネーターを活用し、各市町村ごとに不登校対策プランを策定することにより、不登校を生まない学校づくりにも力を入れているところです。

以上が教育委員会に関する主な指標の目標達成度についてですが、今後も目標達成に向けてしっかりと取り組みを進めてまいります。

**佐野教育改革・企画課長** 地教行法第27条に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」についてご説明いたします。

それでは別冊の報告書の1ページをお開き願います。

(1) 趣旨にありますように、地教行法の規定により、教育委員会は、毎年、事務の管理・執行の点検・評価を行い、報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとなっております。

今回は、平成25年度の状況を対象とし、(2)点検・評価の実施方法等の③にありますように、新大分県総合教育計画に掲げた項目を基本に点検評価を行いました。また、⑥にありますように、点検評価に当たっては、新大分県総合教育計画フォローアップ委員会を開催し、有識者から意見を聴取した上で、8月20日、9月2日に教育委員会で議論した上で決定をしています。

(3) 報告書の構成にありますように、報告書は5つの項目からなっております。

1の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の枠組、2の平成25年度における目標指標の達成状況、3の今後の主な課題と取り組み内容、4の政策評価調書、5の進行管理表です。

各関係課室が作成した5の進行管理表をもとに、4の政策評価調書をまとめ、フォローアップ委員会からの意見を図った上で、今後の主な課題と取り組み内容をまとめたものが3の資料となっております。本日は2の平成25年度における目標指標の達成状況及び3の今後の主な課題と取り組み内容を中心に説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料7ページをごらんください。

2の平成25年度における目標指標の達成状況であります。

新大分県総合教育計画には、全体で81の指標がございますが、そのうち、「達成」が29.6%、「概ね達成」が30.9%、「不十分」が18.5%、「著しく不十分」が2.1%でございます。その右の8ページには、県教育委員会が重点事項として考えております28項目に係る達成率を一覧にしたものを記載しております。

一番上の「協育ネットワークの小学校カバー率」、その4つ下にあります「小学校5年生の基礎・基本の定着状況調査における低学力層の割合」、中段にあります「知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率」、その3つ下にあります「公立小・中学校施設の耐震化率」、その3つ下と、4つ下にあります「小学校のいじめの解消率」と「中学校のいじめの解消率」などが、達成率100%を超えております。他方で、上から7つ目と、8つ目にあります「小学校6年生の全国学力・学習状況調査の全国平均を超えた教科の割合」と「中学校3年生の全国学力・学習状況調査の全国平均を超えた教科の割合」や、その4つ下の「読書活動を週1回以上実施している中学校の割合」、それからその8つ下の「小学校における不登校児童生徒の復帰率」などが、達成率80%を下回って「著しく不十分」となっております。

なお、平成26年度の全国学力学習状況調査の結果に基づきますと、先ほど説明した5つ目におきましては、小学校6年生の実績値は100、中学校3年生の実績値は25となっているところであります。

13ページをお開きください。

平成25年度実績に関するフォローアップをもとに、今後の主な課題と取り組み内容をまとめたものでございます。

これらの中で、(1)学力の向上、(2)体力の向上、(6)いじめ・不登校等問題行動への対応の強化につきましては、先ほど教育長から説明させていただきましたので、割愛させていただきます、それ以外の項目について、ご紹介させていただきます。

(3) 高校生の進学力の向上につきましては、課題を「国公立大学進学率は進学指導重点校において向上しているが、難関大学合格者数の減少に対する一層の取組が必要である」としております。このため、「より高い志を持たせるための仕掛けとして、生徒間や教員間の学校の枠を超えた学びあいの場を、より一層充実させる」としております。

(4) グローバル人材の育成につきましては、課題を「グローバル社会の急速な進展の中、世界に通用する人材を育成するための取組の一層の充実が必要である」としております。このため、「高校において生徒の海外留学への支援を行うとともに、スーパーグローバルハイスクール校の成果を県内に普及させる」、また「大分県グローバル人材推進会議での検討を踏まえ、大分県グローバル人材育成推進プランを策定する」としております。

(5) 地域の力を活かした学校づくりの推進につきましては、課題を「放課後子ども教室」等の家庭・地域と協働した学習支援の取組への参加児童数は着実に増加しているものの、支援者の確保が課題である」としております。このため、「ネットワークの核となる人材の確保や地域人材の養成のためのコーディネーター研修会を開催するなど、市町村の地域人材を活用した体制づくりを支援する」としております。

(7) 教職員の意識改革と資質能力の向上につきましては、課題を「運営委員会が、企画立案の場として十分機能していない学校や、主任等を十分活用できていない学校があるなど、「芯の通った学校組織」が完全に定着していない」としております。このため、「研修等を通じて組織における役割と使命を自覚させ、その責務を果たすための目標管理能力の向上やスキルアップを図るなど、「芯の通った学校組織」定着に向けた人材育成を推進する」としております。

(8) 教職員が教育活動に専念できるような支援の充実につきましては、課題を「教職

員が心身の健康とゆとりを持って、安心して教育活動に専念できるよう、メンタルヘルス対策の一層の充実が必要である」としております。このため、「全教職員がストレス診断を実施するよう、管理職の意識向上に向け引き続き研修会等で指導するとともに、全教職員に年2回以上の実施を呼びかけ、セルフケアとしての意識づけを図る」としております。

今回の点検・評価で得られた課題等をしっかりと今後の教育行政に反映させていきたいと考えております。

以上でございます。

**竹内委員長** ただいま、執行部から説明がありましたが、ご質疑・ご意見はありませんか。

**麻生委員** まず、総合計画の実施状況の関係で、県民スポーツの振興は「著しく不十分」というデータが出ております。これについては、例えば、沖縄県は指導者研修会なるものを各競技団体ごとに月2回必ずやっている。これは技術的なこととか、精神的なこととか、総合的なものを毎月やっているということで、競技団体のレベルも上がってきて成果を出している。小・中・高校生の各種スポーツ大会で沖縄県があれだけの成果を出しているのは、この指導者研修会にあるというふうに思っております。各競技団体に対して県教委、あるいは体協のほうからかなり支援はしているものの、やっぱり財源確保は苦労しているという実態でありますので、国体のときに財源確保をやっていたのと同じように、恒常的にやっていかなければ国体での成績を出しづらくなっているということでもあります。このことはお願いしておきたいと思えます。

次に、不登校児童の学校復帰率については、先ほどの評価報告書でも示されておりますが、先日も一般質問で質問させていただきましたが、大分県の学校で偏向教育が行われているというような指摘もあるわけで、そういう中で、もしかして県外からの転校生がこのような形で不登校になっている、あるいは復帰率がなかなか上がってこないというふうなデータがあるのかなのか、あるいはそういった視点で調べたことがあるのか。まずこれを伺います。

**江藤生徒指導推進室長** 不登校の関係でございますが、県外からの転入生、転校生のデータはということでございますが、それに視点を合わせての調査はしておりません。

**麻生委員** もしそういったことがあるならこれは大問題でありますから、追跡調査をしっかりとやってほしいと思えます。

それから、この報告書の17ページに新規高卒者の就職内定率という部分がありますが、このデータは非常にすばらしい形でよく頑張っていたと思っています。

学力を含めて現場は頑張っているという印象を受けておりますけれども、先ほど申しました大分県が偏向教育をしているというような情報発信がなされて、実はネット上で求人を出し続けていたんだけど、やめたというような投稿を私も確認しました。もしそれが事実とするならば、企業としても大問題でありますけれども、投稿者の所在といったところまでは確認することができませんでした。

ただ、印象として、そういったことが出回ってしまうということは大分県にとって大変マイナスでありますし、子供たちは何も罪はありませんので、そういう意味において、大分県の就職内定率、あるいは大分県にこれまで来ていた、県外を含めて来ていた求人がなくなっていくということがもし出てくるならば、それは徹底的に調査しながら、その原因も追求しながら、大分県の子供たちに不利な条件があってはならないということも求めてお

きたいと思います。

**高畑高校教育課長** 求人におけるそういった問題と申しますか、ホームページの投稿についてはまだ把握はしておりませんが、本年度の求人につきましては、景気の動向もありまして、県内、県外ともふえている状況でございます。ただ、今委員おっしゃったようなことが事実であるとすれば、これは問題だと思いますので、担当課としても調べてみたいと思います。

**麻生委員** つまらんことをして偏向教育をやっているというような印象を与えるようなことをやらなければいいんだけど、やってしまっている。このことのほうがむしろ問題ですけども、県教育委員会としては、もし仮にそういったことがあったならば、即座に対処できるような体制を求めておきます。

以上です。

**三浦委員** 13ページの高校生の進学力の向上の取り組み内容ですね。生徒間や教員間の学校の枠を超えた学びあいの場をより一層充実させる。それで、進学指導重点校に書いていますけど、そうはいつでも、周辺校についてはどうしても進学力は低くなっている中で、どんどん拠点校じゃないところの生徒もそういうのに参加して、それで高い志を持ってもらいたいというふうな思いがあるんです。

現在、多分これは全県の高校の生徒を対象にしていると思いますけど、例えば、大分市の生徒がやっぱり参加率が高いとか、そういう分布状況ってどういふうになっているんですか。さらに、小野委員から先ほど指摘がありましたけど、国東高校も進学力が本当にもう下がってしまいました。そういったところでも、やっぱり上を目指せるような仕組みとして、こういうのをより一層充実させてもらいたいので、そういった拠点校以外の高校の生徒たちをそういったところに動員というか、誘い入れるような取り組みというのはどういことをされているのかをちょっと聞きたいと思います。

**高畑高校教育課長** 1点目は、この13ページにございますような取り組みの状況ということだろうと思いますけれども、現在、拠点校8校並びに大分市内の進学校を中心に、進学者の多い普通科高校が26校ほどありますけれども、こういったところを対象にこういった取り組みをやっています。

各学校から、例えば、難関大学を目指したいという生徒を集めて、実際に机を並べて、予備校の先生の授業であったり、大分県の指導教諭の授業であったり、そういった授業や大学の学びについての講演、講義とか、そういったモチベーションづくりと学力アップを狙って、地方におりますとそういった機会、切磋琢磨する機会に恵まれないところもありますので、そういった機会を提供するというふうなことも含めて、今取り組みを進めております。

この取り組みにつきましては、毎回200人を超えるぐらいの生徒の参加がございますけれども、どの学校がどれぐらいの割合かというデータは今ないんですが、どうしても規模の大きい学校の生徒の数は当然多いわけですけれども、そうは言っても、各学校、地域から参加しております。そういった取り組みを、こういった機会を当課のほうでしっかりとつくって、取り組みを進めていきたいと思っております。

**三浦委員** 後ほどで結構ですので、その200名、大体どの辺の地域から来ているかというデータがあると思うので、いただければと思います。

**平岩委員** 委員同士の議論をし出すと時間がなくなってしまうので、もう私はしませんが、今、麻生委員から偏向教育という話が出ました。何を偏向教育と捉えているのかということと、どうしてそれが広がっていると捉えて、誰がどう広げているのかということについて、教育委員会の調査でわかったら教えていただきたいと思います。

それと、この長計の中で、118ページに目標指標がありまして、5年生と中学2年生の基礎基本の定着状況調査のときにいろんな質問項目があると思うんですけど、その中に「学校が好きだ」とか、「学校に行くのが楽しい」とか、そういうような項目が昔はあったと思うんですけど、そこはどういうデータ結果になっているのか。確かにわかると感じている児童という調査項目がわかりやすいんですけど、みんなが本当はわからなきゃいけないんですけど、どうしても全部の子供がわかるような授業をしていると時間が幾らあっても足りなくなるので、やっぱり中道を目指していくというもので、わかると感じる子供の数がふえることが望ましいんですが、まず私は、学習の取っかかりは、子供が、「学校が好きだ」、「学校へ行くのが楽しい」、「勉強をやりたい」と、そう思うところをまずつかませるところだと思うんですけど、そういうデータ結果というのがありますか。あったら教えてください。

**後藤義務教育課長** 今お尋ねのことをございますけども、児童生徒質問紙調査を毎年やっております。特に、教科ごとに、「この教科がわかりますか」、「好きですか」、そういう質問をこの間ずっとしてまいりまして、それを総合的に捉えて、2番目の授業がわかると書いている児童・生徒の割合を引き出しております。

今ご指摘の「学校が楽しいか」ということについては、そこを直接お尋ねするようなことは十分なされておられません。

**平岩委員** 要望ですけど、これは2003年に始まってずっと続いているテストだと思うんです。一回そういうのも入れてみてください。

私は、やっぱり子供が教科の内容もわかるということは、もちろんそれは楽しいということもつながると思うんですけど、本当に、先生が好きだとか、友達と一緒に勉強することが楽しいとかいう評価がまず一番にあってほしいな思うものですから、何か機会があったらそういう調査も入れていただけたらと思います。

**竹内委員長** その問題はお願いします。

**後藤義務教育課長** 来年度に向けまして、児童質問紙調査の問題につきましては、少し考えてみたいと思います。

**三浦委員** 考えてもらいたいというのは、生徒から先生に対する評価という意味なんですか。

**竹内委員長** それは委員同士になりますが、委員に求めますか。

**三浦委員** そうですね、もう長くなりますから、いいです。

**戸高副委員長** 先ほど麻生委員に言った離職をとめるために学校に相談窓口を設けていくということなんですけど、実際に卒業した後に離職をする前に出身校に相談に行くというケースというのはあるのか。また、本当にそういう窓口が有効なのか疑問に思ったものですから、ちょっとお答えいただきたい。

あと、この項目の中にはゼロの項目があるんですけど、この指標の考え方なんですけど、例えば、基準がずれる、学力・学習状況調査の全国平均を超えた評価の割合という、要す



るに4教科で、教科でいけば25%ですから、これ目標値3教科ということなので、非常にわかりやすいようでわかりにくいというか、どこまで努力をしてもゼロはゼロという、そういう指標の考え方をこのまま続けていくのかということと、各学校でこのすばらしい取り組みをされている事例を事例集として紹介するのは非常にいいことだと思いますし、実際にこの目で見るというか、体験を聞くというか、頑張っただけで成果があらわれた教員の皆さん方が、ほかの教員の皆さんの刺激になる、そういう実践報告の形が県内でなされているのか。

実践報告大会ではないですけれども、そういう形のほうが教員にとっては一番参考になる、わかりやすくなると思います。ちょっとその辺をお聞かせください。

**高畑高校教育課長** 1点目の就職に関する相談窓口ということでございます。

今、おっしゃられますように、就職者の多い各学校に卒業生に対しての相談窓口を設置して、相談に応じるという体制を整えております。まだ全ての学校を調査しているわけではございませんけれども、私がいろいろ学校訪問して聞きますと、やっぱり相談に来ている。

今年度卒業した生徒につきましても、ちょっと今職場で悩んでいる、あるいはこれからどうしようかということで、一番身近であった学校の先生に相談して、そういった意味では非常に役立っているということで、今後の離職を思いとどまったりとか、今後の進路を冷静に考えたりという機会になるということで、今のところ学校に話を聞いても、効果的に……いるんじゃないかなというふうに思っています。

**後藤義務教育課長** ゼロの部分でございますけれども、昨年、小学校で申し上げますと、4つの教科中1つ、算数Aが全国を超えました。中学校でいうと、全て全国を超えておりません。そういうことで、4分のゼロなのでゼロということでございます。

ただし、今年度につきましては、先ほども少し説明がございましたとおり、小学校は4教科中4つ全て超えましたので、100%の達成でございますし、中学校は国語Aが超えまして、4分の1ということで、順調に全国平均を超える形で推移し始めておりますので、もう少し様子を見たいと思っております。

また、すばらしい事例を先生方で共有するような取り組みを積極的に進めまして、大分の子供たちがどこに生まれてどこに育とうとも、全国水準の教育が受けられるような状況を積極的につくってまいりたいと思います。

以上です。

**竹内委員長** 私から3つほど言います。

まず、離職をする場合、社会人はハローワークへ移行をしていくという指導も要るかと思っておりますので、その辺も配慮をお願いします。これは要望です。

それから2つ目は、12ページを見ますと、学力と体力は目標を立てて達成しているんだけど、心の問題は、いじめ・不登校の解消率、復帰率というふうに、起こることに對して予防的な心の教育という目標がきちんと設定されて、それをどのように具体的にしていくかという具体策が目標の中に全然上がっていないわけです。

これはなかなか指標として難しいんですが、全国的にこれは大切だということで、下村文部科学大臣も、心の教育こそこれから大切だということを訴えておられました。やはり研究プロジェクトチームでもつくって、学力や体力と同じように具体的に図れるPDCA

をつくっていく、そういう研究プロジェクトが要るのではないかと考えています。

私なりにイメージはありますが、ぜひ教育委員会でもプロジェクトチームがあったらいいのではないかと提案をさせていただきます。そして、そのことが恐らく学力、体力にもつながると思います。

それから、体力と運動能力というのを分けて書いてありますが、それをどのように捉えて指標化しておられますか。そして、その結果はどうだったかを次にお尋ねします。

体力と運動能力というふうに、体力の向上のところではあるんですが、体力とは何で、運動能力とは何か。

**蓑田体育保健課長** 調査の項目自体が、体力、運動能力という2つになっているもので、一緒になって調査をしているところがございます。

**竹内委員長** 体力と運動能力はもうミックスされているという考え方なんですね。私は医師としての立場から言うと、体力と運動能力は違うのではないかと考えております。

今までやっているのはスポーツサポーターとか運動サポーターという形で、運動能力を上げるということが主になっていて、それが全国平均より上回ったという形で成功したと捉えているんですが、実は健康問題は子供にとって非常にたくさん問題が起こっています。これは保健体育の面で、特に保健という意味も含めまして、今後さらなる指標や検討が要ると思っていますがいかがでしょうか。

**蓑田体育保健課長** 今言われましたことを検討させていただきます。

**竹内委員長** 期待しております。

ほかにご質疑等もないので、次の報告をお願いします。

**甲斐人権・同和教育課長** 大分県人権教育推進計画の改訂について、ご報告いたします。

説明資料の6ページをごらんください。

大分県人権教育推進計画は、平成18年2月、学校教育と社会教育における人権教育推進のあり方について策定したもので、今回4つの理由により改訂するものです。

①策定から9年の経過に伴う人権教育の現状の変化、②平成25年度に実施した人権に関する県民意識調査・大分県人権尊重施策基本方針改訂の反映、③人権教育の指導方法等の在り方（第三次とりまとめ）の公表、④社会状況の変化に伴う個人権課題への新たな対応です。

改訂に当たっては、7ページの人権・同和教育に関する専門的な知識を有する関係者による大分県人権教育推進計画改訂検討委員会を設置し、協議・検討を行っています。

7月8日に第1回検討委員会を開催いたしまして、素案策定に向けての協議・検討をいただき、①法や県行政の改訂などに伴う推進計画の変更点を明確にすること、②最新の情報を追加すること、③学校教育の中に就学前の記載を充実すること、④いじめの問題を人権の視点から取り上げることなどの貴重な意見が出されました。

今後の予定としては、10月上旬に第2回検討委員会を開き、素案について検討し、決定いたします。11月にはパブリックコメントを実施し、加筆・修正を行い、1月の第3回検討委員会で大分県人権教育推進計画改訂案を決定します。最終的には2月の教育委員会に改訂案を提出し、決議をいただくよう取り組んでまいります。

予想される改訂点は、改訂の理由に対応しておりまして、①から④を挙げております。

いじめ、体罰、デートDV、インターネット、ソーシャルネットワーキングサービス等

の新たな対応が考えられます。

以上です。

**蓑田体育保健課長** お手元の説明資料 8 ページの「大分県スポーツ推進計画の改訂について」をごらんください。

大分県スポーツ推進計画は、県教育委員会が平成 21 年に策定しました本県スポーツのあるべき姿を展望した総合的な指針を示すものです。

まず、1 の改訂の背景ですが、今回、策定から 5 年が経過することに加え、国のスポーツ基本計画等の改訂やスポーツを取り巻く社会状況等の変化を背景に改訂するものです。

2 の基本方針は、現行計画のテーマ・項目を基本としながら、上位計画である「スポーツ基本計画」を参酌するとともに、策定後に改訂されました大分県長期総合計画、新大分県総合教育計画を踏まえ、専門家や関係機関の代表等からなるフォローアップ委員会において具体的な内容について検討してまいります。

フォローアップ委員会で作成した計画案は、大分県スポーツ推進審議会に諮った上で、最終的に教育委員会において決定したいと考えております。

3 の計画期間については、現行計画は平成 21 年からおおむね 10 年間を計画期間としておりますが、上位計画である国のスポーツ基本計画の計画期間に合わせて、今回の改訂版の期間は平成 34 年までにしたいと考えております。

最後に、4 の改訂スケジュールについてでございますが、第 1 回のフォローアップ委員会を 7 月に開催し、現行計画の進捗状況や課題を踏まえ、改訂版の基本フレームとなる大項目、小項目の変更案について検討いたしました。

今後は、9 月に骨子、11 月に計画素案を作成し、パブリックコメントを実施したのち、2 月中旬には計画成案を作成、2 月下旬のスポーツ推進審議会の審議を経て、3 月の教育委員会で決定したいと考えております。

なお、説明資料の 9 ページはフォローアップ委員会のメンバーです。

平成 21 年の策定時は、4 つのテーマに沿って 4 部会を設け内容の検討を行いました。今回はその 4 部会から二、三名を委員として委嘱し、それぞれのお立場からご意見を伺うこととしております。

説明は、以上でございます。

**竹内委員長** 引き続き、公社等外郭団体の経営状況等について、説明をお願いします。

**蓑田体育保健課長** 教育委員会が所管する公社等外郭団体の経営状況等をご報告します。

お手元の資料「県出資法人等の経営状況報告概要書」により説明します。

教育委員会で所管する団体のうち、大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき報告する団体は 2 団体です。

まず、公益財団法人大分県体育協会について説明します。

30 ページをお開き願います。項目 2 をごらんください。

県は、資本金等の総額 1,395 万 8 千円の 14.3% にあたる 200 万円を出資しております。

次に項目 3 の事業内容ですが、大変多くの事業を行っていますが、主なものとして国民体育大会・九州ブロック大会等の各種スポーツ大会及びスポーツに関する競技力の向上に対する助成、指導者の資質向上等を図る事業、スポーツを通じて児童・青少年の健全な育

成を図るための各種大会の開催、スポーツに関する指導体制等の拡充、スポーツ選手の育成・強化等に関する事業などを行っております。

次に項目4の平成25年度の決算状況ですが、経常収入2億6,814万7千円に対しまして、経常費用2億7,039万5千円となっております。貸借対照表につきましては、資産4,741万8千円に対しまして、負債586万2千円で、正味財産としましては、4,155万6千円でございます。

次に項目5の問題点及び懸案事項ですが、県からの負担金が経常収益の8割を超えており、事業を一層充実させるためには、自主財源を確保する必要があります。また、財政面や人員体制の制約がある中で多くの事業を遂行している状況がございます。

そのため、項目6の対策及び処理状況ですが、財政基盤の確立に向け、企業等への訪問やホームページによる広報等を通じて、企業・個人に対する賛助会員の拡大を図るなど自主財源の獲得に努めるとともに、効率的な事業の推進を行っております。

**岡田教育財務課長** 同じ資料の49ページをお開き願います。

公益財団法人大分県奨学会について説明します。項目2をごらんください。

県は、資本金等の総額20億3,417万3千円の23.4%に当たる4億7,591万1千円を出資しております。

項目3の事業内容でございますが、大分県奨学会では高校生や大学生に対して奨学金の貸与を行っております。

平成25年度実績では、高等学校等奨学金については、一般奨学金、通学費等奨学金、入学支度金を合わせて、延べ2,996人に対し7億4,122万7千円、大学奨学金については243人に対し1億3,669万4千円、合計延べ3,239人に8億7,792万1千円を貸与しております。

次に項目4の平成25年度決算状況でございますが、左側の正味財産増減計算書の下から2行目に記載しております正味財産期末残高は41億2,580万円であり、その下に記載しておりますとおり、当期の正味財産増減額は2,324万円の増となっております。

正味財産が増加したのは、基本財産の評価益の増によることが主な理由でございます。

項目5の問題点及び懸案事項につきましては、そこに記載してある表にありますように、奨学金の返還時期を迎える返還対象者が年々増加することに伴い、滞納者が増加しているところであり、返還額ベースによる返還率は80%を下回る現状にあります。

このことから、法人経営の安定と、将来の奨学金事業の財源確保のため、返還金の確実な回収ということが課題となっております。

そこで、項目6の対策及び処理状況ですが、平成21年度から債権回収に専ら従事する職員を1名配置していましたが、平成24年度からは、債権管理に精通した人材2人の体制にして、裁判所に対する支払督促申立などの積極的な債権回収に取り組んでいるところであります。

以上で、教育委員会が所管する公社等外郭団体の経営状況等の報告を終わります。

**竹内委員長** ただいま、執行部から説明がありました。ご質疑・ご意見はありませんか。

**麻生委員** 2点について伺います。まず、1点ずつ伺います。

大分県人権教育推進計画を改訂されるということですが、以前から指摘をしておりましたように、毎年12月10日から16日までは北朝鮮人権侵害問題啓発週間である

ということで、いろんな取り組みを実行しているところでもあります。これは何が大事かという、あの問題についてはまるで人ごとみたいにして、日本人誰もその問題認識をしなかった。当事者意識を持ってしっかり対応するということが人権教育の基本であると、このように思うわけでもあります。

そんな中、何と大分県の教職員が2年に一度ほど、20人前後が渡航自粛にもかかわらず北朝鮮に行き続けていた実態があるわけですね。拉致された人を返せと行ったのならわかるんですが、何しに行ったのかわからない。外務省が渡航自粛をしていたが、そういったものがずっと続いていたわけではありますが、ことしは行ったのか行かなかったのか、把握しているのか、それをまず伺います。

**藤本人事教育課長** 今年につきましては、北朝鮮への渡航はないというふうに確認をしております。

**麻生委員** 外務省も渡航自粛を解除するというような動きもありますので、今後、しっかりと当事者意識を持って、全員が帰るまで、12月10日からは先生方もそういった意識を持って、啓発週間としての取り組みもやっていただきながら対処していただきたい。教職公務員としての認識からすれば、そういった課題が完全解決するまで、私はやっぱりまだ行くべきではないのではないかと、このように思いますので、十分注視をし、指導していただくことを求めています。

それから、県出資法人の経営状況について2点目伺います。

最近、奨学金を返していない人がえらいふえているのでちょっとびっくりしたんですが、既に返し終わっていますけれども、私自身も奨学金をいただいて、おかげで学校に行くことができた一人でありますけれども、県の奨学会は物すごくハードルが高くて、私みたいなできの悪いのはなかなかもらえなかったという認識があるんですが、こういった非常にハードルが高い奨学会の中で、こんなにも払っていない人がいるということは、選抜の手法とか、そういったことが問題ではないかなと。

この奨学金で学校に行かせてもらった方々が選考委員として頑張っただけというようなメッセージも込めて、払い終わった方が直接的に選考するとか、そういった工夫も必要ではないかなと思いますが、これの実態等について、もうちょっと詳しく、解析も含めて質問します。

**竹内委員長** 関連ですが、奨学金を受けた方の卒業後の把握、それから卒業後に交流会とかをして、やはり大分県の力をかりながら自分の人生があったということを奨学生が認識していただくような機会というのはつくっているのでしょうか。

**岡田教育財務課長** 県の奨学会につきましては、ハードルは決して高くありません。当然成績の要件とかも一定程度設けておりますけれども、極力多くの皆様方にお貸しするという観点で、例えば、数年前には貸し付け枠をふやしたりといったことをいたしまして、極力多くの皆さん方に提供できるような体制で今取り組んでおります。

そうした中で、平成17年度から国の育英会から県のほうに移管をされまして、それからスタートを切っている段階でございまして、今の償還を始めていく方がどんどん毎年ふえていると。したがって、ふえていって償還が終わった方が減っていけば相殺とかもあり得るんですけれども、今償還をしていっている方が年々ふえていっているという状況でございまして、その中で、確かに償還率が減っているというのが課題になっているとこ

ろでございます。

これにつきましては、先ほど申し上げましたように、今現在2名の専門の嘱託職員、銀行のOBさん、県税のOBさんが、債権回収になれば、そういった方々が今積極的に債権回収に努めているという状況でございます。

もう1点の卒業後の交流会等につきましては、今現在そういう取り組みまでは至っていないというところでございます。

以上です。

**麻生委員** 種類は違いますけれども、下村文部科学大臣も交通遺児奨学生で、そういった方がああいう形で活躍していらっしゃる。もしこういった払えないような、督促を出さざるを得ないような方をサポートするような仲間というか、そういう機会をつくっておくことによって幾分緩和できるんじゃないか。あるいはサポートが続く、その輪がさらに広がっていくという形をとっていかないと、奨学金はとっても大事だと思っていますので、ぜひそういった視点も含めて今後研究して、取り組んでいただきくことを求めています。

以上です。

**竹内委員長** ほぼ同じ意見です。大分県民の税金をお借りしながら卒業できて、また社会貢献をしていくという循環が起こるといいと思いますので、よろしくお願いします。

**三浦委員** この奨学会なんですけど、済みません、ちょっとわからないので、100億円は当然固定資産で貸し付けがありますよね。それで新たに貸し付けるための原資として手元になきゃ悪いので、例えば、平成25年の貸し付けがその年度だけで9億円近くあれば、貸し付け原資がだんだん枯渇して、また新たに貸し付けを起こさなきゃ悪くなるような状況にあるんじゃないかなというふうに見えるんですけど、今手元にどれくらいあるわけなんですか。

**岡田教育財務課長** 先ほど申し上げたように、17年度からリスタートを切った状況でございますので、そこからスタートを切りました。それまで当然貸し付けの原資というのはございませぬので、国の日本学生支援機構の交付金とか、そういった支援を受けながら原資を今確保している状況です。それが基金を今つくりまして、それが今年度末で一応区切りがついているんですけども、その後、国がまた新しい対応を考えていただいているというふう聞いております。

今後につきましては、先ほど委員言われたように、奨学生の償還金がどんどん入ってきますので、そういったところで回していくと。今はとりあえず外からのお金を入れて原資としているという状況でございます。

**三浦委員** それともう1点、いいですか。滞納者数が25年は1,297人で、前年支払督促申立件数が100件ですよ。これは当然ながら、別に裁判でやっているわけじゃないと思いますから、その滞納者数に対して督促申立件数は一見少ないように見えるんですけど、それは返済してくれている人の個々人の事情によって変えているのか、それとも単に督促申し立てが進んでいないのか。

**岡田教育財務課長** ここの100件の分につきましても、裁判所のする支払督促の数字を上げております。ですから、通常、償還が生じまして、それについてはもう逐次、文書の発送ですとか、電話催促ですとか、そういったことは、もうその前の段階でやっております。

**尾島委員** 人権推進基本計画の改訂なんですけど、実に9年間も改訂をされなかったと。この間、県民意識調査も2回行われているわけですね。平成5年から始まって、5、10、15、20、25と5回意識調査が行われているわけですが、たしか条例も平成20年から21年に人権尊重社会の条例が県として制定されたと思うんですね。そういう背景がありながら9年間もやらなかった。その必要性がなかったのかどうか、その辺の理由と、特に県民意識調査というのは、今回の改訂の中で、調査結果が大きな意味を占めると思うんですよ。

先般、私どもも分厚い冊子をいただきましたが、ある意味教育の立場から言えば、ご案内のように、保護者向けですよ。保護者とか大人向けの調査ですから、この人権教育を当然推進計画に基づいてやられてこられたわけですけど、9年間たって、ある意味かなり成果が上がって、意識調査の結果も変わってきたのではないかと思いますよ、そういう成果のあらわれというのは、調査結果から見てあったのかどうか。

教育委員会としてどう評価されますか。

**甲斐人権・同和教育課長** 平成18年2月につくられました人権教育推進計画は、非常によくできておりました、インターネット等は既に取り込まれております。ただ、SNS等、現状の変化があったということです。それから、性的なマイノリティーについても、もう既に取り込まれておりました、最近では性同一性障害等がクローズアップされてきておりますが、もう既に基本的なことは全てこの当時書かれておりました。そういう現状で、人権教育をめぐる現状に余りずれがなかったということで9年間たったということです。

最近になって、DVについてはきちんと書かれておりましたが、いろんな個別な課題、デートDVについて最近またクローズアップされてきた、それから性同一性障害、SNS等そういう個別課題も上がってきて、少し現状とずれができてきたということで、今回改訂をしています。

県民意識調査につきましては、今回これにきちんと書き込むということで、人権が守られているという意識は上がっていますが、一方で、関心がないというのがふえてきてございますので、そこら辺のこともきちんと聞き込んで対応をしたいと考えております。

以上であります。

**竹内委員長** ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ほかにご質疑等もないので、次の報告をお願いします。

**後藤義務教育課長** 平成26年度全国学力・学習状況調査の結果についてご報告いたします。お手元の説明資料10ページをごらんください。

この調査は、小学校第6学年と中学校第3学年を対象に4月22日に実施されました。

10ページ上段資料1をごらんください。

本調査は国語A、国語B、算数・数学A、算数・数学Bの4教科で構成されています。問題Aは知識の定着状況、問題Bは知識を活用する思考力・判断力・表現力等をみる問題です。

大分県の欄で、数値にアンダーラインを引いた教科は、全国の平均正答率を超えた教科です。

小学校は、平成19年の調査開始以来、初めて全ての教科で全国の平均正答率を超える

ことができ、あわせて、県教育委員会が目標としてきました九州トップレベルの学力に到達することができました。

一方、中学校は、国語の問題Aは全国平均正答率を超えることができましたが、他の3つの教科は、全国に届いておらず、全体として足踏み状態です。

今年度、全国の平均正答率を全ての教科で超えた学校は、小学校が276校中87校、中学校は129校中44校という結果でございます。

なお、各教科の全国順位、九州順位の推移につきましては、14ページに参考資料として載せてございますので、後ほどごらんください。

続きまして、今年度調査から、市町村の同意を得られた場合、公表が可能となった市町村の平均正答率についてご報告します。

10ページ下段資料2をごらんください。

なお、姫島村の小・中学校、九重町の中学校につきましては、町村に学校が1校のため、町村の数値公表は学校の数値公表にもなることから、空欄としております。

また、色を付けている部分は、平均正答率が全国を超えている教科です。

小学校において、全ての教科で平均正答率が全国を超えた市町村は、中津市、宇佐市、杵築市、竹田市、日田市、玖珠町の6市町です。

中学校では、豊後高田市、竹田市、玖珠町の3市町です。

次に11ページの資料3をごらんください。

これは、大分県と全国との平均正答率の差について、教科ごとにその推移をグラフに表したものです。

例えば、左側の列の上から2番目でございます小学校国語Bをごらんください。平成19年度調査では全国より3ポイント低かった正答率が、平成26年度にはプラス1.7ポイントに向上しております。このように、小学校につきましては、全ての教科が右肩上がり、着実に改善されています。

一方、中学校は、国語につきましてはほぼ横ばい、数学につきましては、わずかですが差が拡大する傾向にあります。

12ページの資料4をごらんください。

これは、小学校について、平成19年度から今年度までの、本県と全国の平均正答率の差の推移について、これまでの主な施策を時系列で重ねたものです。

こうしてみますと、今回の小学校の好結果につきましては、3つの対策が効いたと考えております。

1つ目は、平成21年度に始め、22年度から全市町村が参加した市町村学力向上戦略支援事業です。

各市町村教育委員会が、客観的数値目標を含む学力向上推進計画を策定して、地域総ぐるみでの学力向上の取り組みが始まりました。

2つ目は、平成22年10月に始めました低学力の子供にやさしい3つの授業改善、いわゆる1時間完結型授業、板書の構造化、板書とノートの一体化等であります。これにより、全ての教員が、みずからの責任による授業改善を進めてまいりました。

3つ目は、平成24年11月にスタートした芯の通った学校組織の構築です。

これにより、各学校において学力向上対策が重点化、組織化され、校長のリーダーシッ



プの下、短期のP D C Aの取り組みが意識されるようになり、学力向上の取り組みが充実してまいりました。

このように、今回、小学校が飛躍的に向上した要因は、市町村、学校、各教員がそれぞれの使命を明確にして、責任ある取り組みを進めてきたことにあると考えています。

一方、中学校は、小学校と同様の施策は行ってまいりましたが、なかなか成果には結びついていません。その原因の一つは、中学校は教科担任制であり、授業改善が担当個人に任されているという部分が原因であると捉えています。今年後から、中学校の学力向上対策に特化いたしまして、教科担任のネットワークによる全県的な授業改善フォローアップを行っております。

続きまして、本年度の各教科の解答状況について13ページにまとめてありますが、時間の関係で、一番下の今後の指導の方向性のあたりから、ご説明したいと考えております。

小学校は、A問題に比べて、まだまだB問題、知識を活用するということに問題がございますし、特にB問題、低学力層の対応状況にまだまだ課題があると考えておりますので、すべての子供達に、思考・判断・表現の力をつけていきたいというふうに思っております。

中学校では、生徒の学習意欲にも働きかけ、調査対象教科である国語・数学はもとより、学校全体で、全教員が全ての教科で、思考・判断・表現を育成するための授業改善を行うよう指導してまいります。

14ページの資料6をごらんください。

今後の取り組みについて申し上げます。

今月25日に第1回学力向上検証会議をもち、具体的な改善策、全教員が統一して取り組む行動を提起してまいります。さらに、10月から11月にかけて、6回にわたりリレー式授業改善協議会を実施し、学校全体で組織的に取り組む学力向上対策を提起し、県全体で推進してまいります。

以上で報告を終わります。

**竹内委員長** ただいま執行部から説明がありましたが、ご質疑・ご意見はありませんか。

**麻生委員** まず、全国学力・学習状況結果は非常に頑張った、だんだん成果が出てきたということで、教育委員会の頑張りももちろん、各市町村教育委員会ももちろんでしょうが、何よりも現場の先生方が頑張ったということで、まず褒めたたえたいと思います。

その上で、この学力テストの真の目標はこういった13ページみたいな部分を明らかにして、さらに授業の改善を求めていくということであるにもかかわらず、実はことしの一般質問でも質問をいたしました。ミニ懇談会なるもので、学力テストのもたらす弊害、真の狙いとはということで、楽しくわかる授業よりテストの点をとる授業へ、あるいは過度な競争や序列化、学びを諦めさせる子供たち増加へみたいなことを、先日の朝日新聞の虚偽証言報道じゃないけれども、誇大に、何かこんなことばかりを保護者に言い続けている人たちがいるというのは、これはけしからん話でありましてね。はっきり言って政治的破壊活動といいますか、これは議会でも民主主義のもとでルールで決まって、議決までして実施をしているわけですよ。だから、民主主義そのものも否定するようなことが、いまだに一部のそういった人たちがそういうことを言うことによって保護者との信頼を――先日、知事がいろんな信頼関係についてのお話もされましたし……。

**竹内委員長** 麻生委員、ちょっとその辺でストップをしてください。

**麻生委員** 信頼を損なうようなお話もされておるわけでありまして、この部分についてどのように認識をされているのか。今言ったような弊害だとかマイナス面、これに対してどう改善をしようとしているか、そこをお答えください。

**後藤義務教育課長** ミニ懇談会における内容につきましては承知してございませんけれども、私どもは、大分の子供たちがどこに生まれ、どこに生きようが、未来に向かって自己実現できるような確かな学力も含めた生きる力をつけたいというふうに切に願って学力調査の結果も改善に役立てるように努めてまいりまして、やっとなんか、このようなよい兆しが見え始めました。今後も調査の結果に一喜一憂することなく、授業改善を全員で進めるような大分県の教育をつくり上げていきたいと思っておりますし、そのための学力調査の公表であると私どもは捉えております。

**麻生委員** ミニ懇談会については、後ほどまた詳しく追及しますが、今言ったようなことがそういった弊害とならないような方向でしっかりと説明もしながら、保護者に直接説明していくことも重要だと思うし、そういった情報発信も必要だと思いますので、そのことを申し上げておきます。

以上です。

**竹内委員長** 文教警察委員会としましても、皆さんで討議の結果、承認したことは大切なことだと思いますので、各委員もまた県がよい成果を出すように協力していきたいと思っています。よろしくをお願いします。

ほかにご意見、ご質問ございませんか。

**平岩委員** 私も予算を承認しているんですけども、ただ、心配しているのは、学校が学力テストの結果をよくしなきゃいけないというところにどんどん追い込まれているという状況は確かにあると思うんですね。それは過去問の練習が昨年56%だったのがことは75%している。その時間はいろんな授業を削ってもやっていかなきゃいけない。だから、8月の終わりに学力テストの結果が出たときに、誰が一番喜んだんだろうと思ってしまったんですね。

学力テストではかれる学力もある。そして、それだけではない、目に見えないものもある。そして、そういうものをみんな得た知を生活に生かしていく、そこまでが子供たちがつけていかなきゃいけない力だと、それはきっとみんな共通していると思うんです。だから、この結果に一喜一憂というよりも、学力テストに本当に振り回されることなく、子供たちがつけていかなきゃいけない力というものをみんなが共通理解しながら育てていかなきゃいけないなど、私は今度の学力テストの結果を見てそういうふうに思いました。

言葉が足りませんが、時間が余りないみたいですので、このぐらいにします。

**竹内委員長** 平岩委員の貴重なご意見です。

P D C A に沿ってこの目標達成をしてきたということは平岩委員も高く評価していると思います。そしてさらに、平岩委員がおっしゃったようなこともまた P D C A の中に入れて、より充実したものをやっていくことを委員長として望みます。

そのほかのことで何かあれば。

**小野委員** 学力そのものが上がってきたということ、これはお互いに評価をしなきゃならんし、さらに上げていく努力をしなきゃならんものだけれども、今、この学力問題もいろいろ

ろなところが社会問題につながる事なると。ですから、いずれこの授業改善といったようなものには限界が来るんじゃないかと。あと残るのは何かというと、経済的な格差なり、子供の育つ家庭的な格差なり、地域間格差というのが最終的には学力にかかわってくるんじゃないかと。そういう中長期的な展望の中で学力向上対策をこれからも出してほしい。

**竹内委員長** ありがとうございます。（「教育長が答弁したそうなの」と言う者あり）私がいいますけど、これはこれで大変大切な政策で、よくやっておられる。それと同時に、また出てくる問題についても、また教育委員会が適切なプランなりを立てていただくということは別の問題だと思いますので、きょうの審議に関しては全員が賛成しているように私には聞こえました。

ほかにご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ほかにご質問等もないので、最後に2件の報告をお願いします。

**佐野教育改革・企画課長** お手元の説明資料15ページをお開きください。

15ページの中段にございますとおり、主要主任等が効果的に機能する基盤となる学校運営体制のもとで、学力・体力向上やいじめなど今日的課題に対応するために、目標達成に向けた組織的な取り組みを行う学校組織を、芯の通った学校組織と呼んで取り組みを進めてきております。

これまで、24年度、25年度、26年度と取り組みを進め、今回、この芯の通った学校組織の定着状況の確認をするため、調査を行ったところがございます。

次のページからが、定着状況調査の概要でございます。

まず、定着の状況についてであります。今回の調査は、全公立学校の校長・教務主任、保護者及び市町村教育委員会に対して行っておりますけれども、学校評価を活用した取り組みの状況については、「8割の学校が、学校評価の重点目標を3つ以下としている」、また、「ほとんどの学校で達成指標を数値化するなど、検証可能なものとしている」という状況であります。

それから、その2つ下の丸、主任制度の定着状況につきましては、「ほとんどの学校で、主要主任等が、学校の運営方針や運営委員会での協議事項等を教職員に周知する機会や教職員の考えを集約の上管理職に伝える機会が、よくある或いは時々ある」としております。

その1つ下、運営委員会の活用状況につきましては、2つ目のポツであります、「運営委員会の設置により、8割の小中学校で、職員会議の開催回数、1回の所要時間が縮減され、約5割の学校では開催回数が半分以下になっている。1割程度の学校では4分の1以下になっている」といった状況であります。

また、下側にありますが、教職員の意識についてであります。

芯の通った学校組織の取り組みを通じて、校長・教務主任の意識に以下のような変化が見られるという結果がわかっております。

まず、校長は、主要主任等の意識について、①学校運営への参画意識が高まった、②校長の学校運営方針を理解し他の教職員に周知する意識が高まった、などとしております。

それから、校長は、運営委員会の設置の効果につきまして、①迅速な意思決定を行いやすくなった、②校長がリーダーシップを発揮しやすくなった、などと考えております。

それから、ほとんどの教務主任は、職務にやりがいを感じており、また芯の通った学校組織の取り組みを通じて、教務主任の重要性を認識するようになったと感じております。

ページをおめぐりいただきまして、今回の調査におきましては、「大分の教育は、より良くなってきていると思いますか」といった質問をしております。

それに対して9割の校長が、「大分の教育は、より良くなってきていると思う」と回答しており、そのうち最も多かった理由が、「目標達成に向けた組織的な学校運営が進んでいる」からというものであります。

例えば、2つ目のポツにありますとおり、「組織的な取組により、学力向上・体力向上等の学校教育課題が目に見える形で達成されつつあるので、やりがいを感じている」、「学校が組織的に動くことでばらばらだった教員の意識を校長の経営方針へと導くことができる」と心から思う。大分の教育の方向性は間違っていないと思う。何より、全職員が自校の課題は何か真剣に向き合うようになった」といった回答が、約半数の学校からあったところであります。

また、保護者の意見のところでもありますけれども、保護者につきましても、8割の保護者が、「大分の教育は、より良くなってきていると思う」と回答をいただいております。

例えば、2つ目のポツにありますとおり、「以前に比べて、学校全体が協力して取り組んでいる姿がよくわかる」といった回答を95校の保護者からいただいているところであります。

こういった状況を踏まえまして、定着の状況といたしましては、芯の通った学校組織の取り組みは、「すべての学校に定着しつつある」、「また、そのような取組の積み重ねにより、目標達成に向けた組織的な学校運営を進めることへの教職員の意識の高まりが見られるとともに、学校の目標や取組を、家庭・地域と共有する取組も進みつつある」というふうに考えております。

一方、課題もあるというふうに考えております。18ページであります。

定着状況に係る課題といたしましては、芯の通った学校組織の取り組みが全ての学校に定着しつつある一方で、1つ目の丸にありますとおり、「目標達成に向けた学校マネジメントの継続的な改善が必要であること」、また、その次の丸にありますとおり、「主要主任等が、他の教職員に指導・助言を行う意識についての一層の向上が必要であること」、その2つ下の丸にありますとおり、「主任制度及び主任手当の趣旨についての周知・徹底は図られつつあるが、未だに、主任手当抛出の実態があること」、その3つ下の丸にありますとおり、「小学校に比べ、中学校・高等学校では、思考力・判断力・表現力を育成するための組織的な授業改善が行われていると感じている校長が少ないこと」、また最後の丸にありますとおり、「芯の通った学校組織の改革のスピードが速すぎ、全ての教職員に確実に定着するには、一層の継続的な取組が必要という意見があること」等でございます。

また今回、県教育委員会の推進方策に係る課題についても聞いております。

この中で、1つ目の丸にありますとおり、「管理職や教務主任のみならず、主要主任等への研修の機会を充実してほしい」、その4つ下にありますとおり、「目標協働達成モデル校を拡充するなど、学校・家庭・地域が協働する取組を充実してほしい」、その3つ下にあります、「一貫した方針のもと、今後も芯の通った学校組織の推進を継続的に行ってほしい」、また、教育センター研修及び教育事務所の教育指導については、「ほとんど

の学校が役に立っている」という回答をいただいているところでございます。

今後の方向性につきましては、「上記の課題等を踏まえて、各学校の目標達成に向けた組織的な取組が一層推進され、子どもたちの力と意欲の向上が図られるよう、新しい計画を早期に策定します。その上で、市町村教育委員会との一層の緊密な連携のもと、取組の充実を図っていく」こととしています。

ページをおめくりください。

今回の調査の中におきましては、主任手当の抛出についても調査を行っております。

その結果といたしまして、主任手当の抛出状況については、まず、小学校におきましては、抛出していない主任が約25%、抛出をしている主任が約32%、把握できない主任が約43%であります。

また、中学校につきましては、抛出していない主任が約64%、抛出をしている主任が約14%、把握できない主任が約22%であります。

県立学校におきましては、抛出していない主任が約80%、抛出をしている主任が約17%、把握できない主任が約3%であります。

なお、2市町村教育委員会、県立学校29校では、抛出が全くないという状況であります。

また、市町村間において、抛出している主任が0%～約79%、把握できない主任が0%～約95%と差が大きく、校種間でも差がございました。

それから、校長が抛出の有無を把握できなかった主な理由につきましては、「職員から聴取したが回答がなかった」、「個人の問題であるのでとの理由で回答がなかった」、「職員団体からの指示があったとの理由で回答がなかった」といった状況でございました。

2つ下の丸であります。主任手当の趣旨の徹底のために必要と考えることは何ですかといった質問につきまして、小中学校長におきましては「教育委員会から職員団体に対する一層の要請が必要」といった回答、市町村教育委員会におきましては「主任制度自体の一層の定着が必要」、県立学校長におきましては「県教育委員会から職員団体に対する一層の要請が必要」といった回答が一番に上がっているところでございます。

以上でございます。

**藤本教育人事課長** 説明資料の80ページをごらんください。

「韓国平和の旅」についてご報告いたします。

「韓国平和の旅」につきましては、前回6月27日の文教警察委員会で報告いたしました以降の状況についてのご報告をさせていただきます。

6月27日までは、前回の委員会で報告したものでございます。

7月8日の教育委員会会議で同様に報告した後、7月22日に、旅行業法上の違反があったことから観光庁から指導がなされた旨の報道がありましたことから、県教組書記長及び観光庁に事実関係を確認しました。

観光庁からは、「7月8日に大分航空トラベルに対して、「旅行者として、申し込みの受付や旅行代金の徴収は、直接大分航空トラベルが行うよう改めること」を電話で注意した」とのことでした。

7月23日に、県教組に対しまして、「報道で大きく取り上げられ、参加生徒に被害が及ぶ恐れもあるので、自粛することも含め対応を検討する必要があるのではないか。」と

注意喚起をしたところでございます。

7月25日に、下村文部科学大臣が記者会見の中で、「韓国平和の旅」の報道についてのコメントがございました。それについては、以下のとおりでございます。

このような中、7月25日から27日にかけて、予定どおり旅行が実施され、親子9組18名が参加し、教員が4名同行したところでございます。

同行教員につきましては、出発前に服務監督権者である市町村教育委員会から、教育公務員として県民の誤解を招かないよう指導したところでございます。

7月29日に、教育委員会会議で、前回以降からの報告をし、8月4日には、関係課長が文部科学省に赴き、事実関係を報告しました。

8月21日に宇佐市で行われました市町村教育長協議会の場において、野中教育長から「韓国平和の旅」に係る経緯を説明するとともに、同行した教員に対しては、旅行が終わった後においても、特に学習指導要領に基づいた教育が適正に行われるよう引き続き指導することを要請したところでございます。

以上が、「韓国平和の旅」に係る経緯でございます。職員団体の活動につきましては、今後とも法令遵守の観点に立ち、適切に対応してまいります。

以上でございます。

**竹内委員長** ただいまの執行部の説明について、ご質疑等はありませんか。

**三浦委員** 主任手当の抛出についてなんですが、新聞等でも報じられましたが、2つの自治体でゼロだったと。うちはどうですかというような問い合わせをかなり受けるんです。

県民の関心はかなり高いんで、市町村ごとの抛出状況はどういうふうになっているんですか。

**藤本教育人事課長** 今回の主任手当の抛出状況の調査は、大分県で初めて取り組んだ調査でございますので、より正確な状況が把握できるようにということで、市町村別の数値とか、個人が特定できるものは公表しないということを前提に市町村教育委員会にも協力を求めて調査を行ったところでございますので、その公表については控えさせていただきたいと考えております。

**三浦委員** よくわからないんですけど、当然ながら、これはおかしいことだから何とかあぶり出して、それを是正しなきゃ悪い。今回さらに言うと、透明性を確保することが是正につながるということで公表したんだと思うんですけど、つまり、それを出したら市町村教委とかは嫌だというような話をするんですか。

**藤本教育人事課長** この調査をするに当たりまして、主任手当を抛出しているということについては、教員それぞれのいわゆる個人情報に該当するということでございます。

そして、その個人情報を収集するに当たっては、利用する目的を明確に示して、同意を得て、直接本人から収集するというので、今回、校長が手当を支給されている者から直接聞き取りをするというような方法をとりました。

そして、公表するに当たっても、特に個人が特定されることのないよう、把握できた主任の数を全体で何分の何という形で公表するというので調査をして公表したところでございます。

**三浦委員** 市町村ごとに公表すると個人の特定はされるんですか。

**佐野教育改革・企画課長** これは全体に係る話であります。今回の抛出状況調査全体につ

いて、市町村教育委員会の個別の状況というのは公表しておりません。

先ほど藤本課長から話があったとおりなんですけれども、今回、芯の通った学校組織の取り組みをこの3年間進めるということそのものが大分県においては1つの新しい試みでもありますし、ずっと行われてこなかった試みでもあったわけでありまして。そういったものがある中で、このタイミングでどんな状況なのかということをしつかり把握をしたいということで、県の教育委員会の判断として、市町村教育委員会に対して、市町村教育委員会個別のお名前は出しませんといった前提のもとで、まず状況把握をするということを進めたところであります。

今回の調査に関しましては、そういった関係性の中で行っているということでありまして。

**三浦委員** それを公表することによって、例えば、県民から批判を浴びるとか、市町村教委に対して何かデメリットがあるんですか。

**佐野教育改革・企画課長** 市町村教育委員会にとってというよりも、県の教育委員会の判断であります。県の教育委員会の判断として、ここはまず状況の把握をしつかり行うといった観点から、市町村教育委員会個別の名前を出すというのではなくて、こういった調査を行うといった判断をしたということでありまして。

**三浦委員** わかりました。最後に言います。委員長報告に盛り込んでいただこうと思いません。

**竹内委員長** まず、大ざっぱな状況を正直に把握するためにこの方法をとったということによろしいですか。

**野中教育長** 主任手当の問題は以前からずっとご指摘をされている中で、25年3月、初めて県教委として職員団体にそういう取り組みをしないように、法令遵守の観点からおかしいですよと、初めて申し入れをしました。その中で、この芯の通った学校組織の確立にとって、主任制、そして主任手当の抛出がかなりあるということで、初めて調査を行いました。

私どもの問題意識として、この主任制をどう確立していく、主任手当を抛出する運動はやめていただきたいというこの取り組みは非常に重要だと思いますけど、これも学力向上等と同じで市町村と一緒に取り組んでいく必要があるというふうに思っています。

今回初めて実態を明らかにするに当たり、市町村と一緒にやっていくという、そういう思いの中で、今回は市町村ごとの数字を明らかにしないという判断をしたところでございます。

**三浦委員** 私はおかしいと思いますけど、結構です。

**麻生委員** まず、私から主任手当と旅行の2点について伺いますが、まずは主任手当1本に絞って質問します。

資料19ページに把握できない主任という表現があって、その理由として、職員団体からの指示があったとの理由で回答がなかったということでありまして、職員団体というのは、プロ専の委員長等々で構成されているわけでありましてけれども、なぜ把握できないかという部分で、職員団体からの指示があったという理由で把握できていないと。

これはまさしく教育長の指示で、みずからの人事権が及ぶ方々にお問い合わせをしてアンケートに答えてねと言ったにもかかわらず、教育長が2人いるというのはまさしくこのことでしょう。

それについて教育長どう思いますか。

**野中教育長** 今回の調査は、校長、教務主任、保護者にお願いしましたが、主にここでは校長に調査をお願いいたしました。

校長はこちらの依頼に応じて、本当に誠実によく調査をしていただいたと思います。ただ、聞かれた教員のほうが、答えたくありません、あるいはいろんな理由で答えないという、そういう中でこういう理由を述べた方がいたということです。私としては把握できない人数がこれだけいたというのは残念ですけれども、これについては私が職員に職務命令を出しているわけではありませんので、その点では……。

**麻生委員** 確かにそうなんですけどね、そこまで配慮しながら協力してねと言っているにもかかわらず、実態として教育長が2人いるような形になってしまっている。これは大問題だと。さらにこの主任手当、総額が2千万円とか3千万円とか相当な金額になるんだという話も聞く中で、9月10日の合同新聞の読者の声で、教員の私権を守ろうと。構成員である組合員さんの学校の先生に、何にどげえ使われちよるのか、構成員のあんたたち、知っちゃっんのやろうと聞いても、全然知らんと言うわけですよ。

ところが、この読者の欄には、拋出金は教育相談室運営とか、障がい児教育シンポジウムとか、東日本大震災復興支援などに充てているというような表現があるわけ。僕は教員と書いているから、現職の構成員かと思ったら67歳と。これは非常に有名な人で、多分構成員じゃないと思う人がそういうことを言っているから、構成員の皆さんが民主的に使い道を決めてやっていることならいいんだけど、構成員以外の方々が、外部の方々がやっているということについて物すごく疑問に思ったんですね。

県の職員録を見ても、この団体には特別執行委員ということで、県議会議員の先生方の名前も登録されているんだけど、組合交渉のとき、人事課長、そういった特別執行委員といった外部の方が交渉の中に含まれているの。特別執行委員とか。

**藤本教育人事課長** ありません。そういった交渉の場ではございません。

**麻生委員** その辺が非常に曖昧で、今後の組合交渉のあり方も指摘しておりますけれども、構成員以外の方々と組合交渉する必要もないわけであって、特別執行委員というのがちょっとどういう位置づけか、よその団体のことをいろいろ言う必要はないわけですがけれども、私ども県民からすると大変疑念に思われている。そのことを強く指摘をしておきたいと思います。そしてですね……。

**竹内委員長** ちょっと中断していいですか。いろいろご意見が錯綜していくと思いますので、時間について、副委員長からも指摘をいただいたんですが、30分までで終了ということよろしいでしょうか。

皆さん、意見を簡潔に、論点を絞っておっしゃってください。

それでは、再開します。

**麻生委員** ということで、主任手当については、ぜひ組合みずからがこれまでの使い道とかそういった部分も明らかにしていただきたいし、福利厚生のことですから、構成員と外部の人というのは全然別物でしょうから、そのところをはっきりさせてもらうことを強く求めておきたいと思います。

次に、韓国への旅について、何度も何度も指摘をし、実際に大分の子供たちが結局9名連れていかれているんですね。中には、これは人権買収の思想強制ツアーだと、純真無垢



な子供に対する児童虐待だとかいうような話もあるんだけど、私はそこまで申し上げませんが、要は実際に行った9名の子供たちに、実際に朝日新聞の虚偽証言から出てきた問題もはらんでいる場所にも行っているわけですから、正確な歴史教育をフォローする必要がありますと思いますが、まずそれについて伺います。

**後藤義務教育課長** 9名の子供たちのフォローの話でございますけれども、まず、学習指導要領上でございますが、例えば、小学校の6年生の社会科では、大日本帝国憲法の発布、日清、日露戦争、条約改正、科学の発展などについて調べ、我が国の国力が充実し国際的地位が向上したことがわかること。また続きまして、日華事変、我が国にかかわる第二次世界大戦、日本国憲法の制定、オリンピックの開催などについて調べ、戦後、我が国は民主的な国家として出発し、国民生活が向上し、国際社会の中で重要な役割を果たしてきたことがわかると、そういうふうなことが学習指導要領上で規定されておりますので、そのような学習が確実に学校でなされるように、市町村教育委員会を通じまして、教育課程の実施を求めてまいりたいというふうに思います。

**麻生委員** 何とかけがもなく無事に、トラブルもなく帰ってきた、これまずは安心せざるを得ないと。

ただし、問題は、何度も何度も指摘をし、そういった可能性もあるということで、自肅も含めて対応を要請したにもかかわらず実行したわけですよ。しかも、料金についても一般ツアーの3分の1というような問題についてもまだいまだに説明ないんですよ。助成金を出しているならその財源はどこにあるのかといった部分も一切公表もされていない。

やっぱり教職員団体としてはそういったことはオープンにして、透明にして公表してほしいと。もっと言うと、極端な話が、交流事業とは言いながら、向こうに行ったら当然我々が向こうからお見えになったときには食事とかいろいろサポートすることがあるわけですよ。ということは、さらに2万5千円以外の安い部分、あるいは今度向こうから受け入れる場合にそういったコストがかかるとかいうことで、どこが中心でどんな企画で、収支報告書は構成員誰もその事業報告書も見ただことない、構成員みずからがそういったような細かい収支報告書も来たことないと言っているわけですよ。一方、全然関係ない人がこういう形で知っているんですよ。これはおかしな話であって、そのあたりのことをしっかりとさらに詰めて報告を求めたいと思いますが、いかがですか。

**藤本教育人事課長** 県の教職員組合が主催して行っている事業でございます。その詳細について、教育委員会のほうからどういうことかと求めるのは厳しいところはあると考えております。

しかしながら、これまでも自肅を含めて考えたらどうかといったようなことで要請をしてまいりましたが、その考え方が受け入れられるためにどうすればいいか、効果的になるのかというのは、これからも市町村教育委員会と協議しながら引き続き対応してまいりたいと思います。

**麻生委員** 何度も教育長の権限のもとで指導したけれども、言うことを聞かない人たちでしょう。公務員として向いていないのかもしれないですよ。民間でも十分やっつけていける方々ばかりでしょうから、分限処分で退職金を含めてでも、ちゃんとそういった処置をすることは必要ではないかという声が私のところに届いております。

そのことを強く求めておきたいと思います。

**平岩委員** だんだん気分が悪くなってきたんですけれども、私も元教員ですし、教職員組合の組合員でしたし、今、特別執行委員というふうになっていますので、私に当てられている部分も多いのかなと思うんですけれども、個人同士の話はまた別の機会にしたいと思いますが、主任手当をいただいたものを一旦懐に入れて、そしてそれを抛出したという、この内心の自由をそこまで言われることが必要なのかなというところです。それを先生も新聞に書いていらっしやっただというふうに思います。

それから、主任手当の抛出金を何に使っているのかを組合員みんなが知らないということですが、それはきちんと明らかにしているはずなんです。私もそういう文書を見たことがありますし、どなたが麻生委員に言っているのか知りませんが、そういうこともあります。

韓国平和の旅について、偏向教育ツアーとか慰安婦ツアーみたいな書き方をされている部分もあるんですけど、私、そこに3年前に行かれたお母さんに偶然お会いして、そしてお話を伺ったんですが、決して全てきれいなものばかり見ることではなかったと。だけど、歴史の事実をしっかりと見せたいと思ったし、向こうの中学生や高校生と交流するということがなかなかできることではないから行かせたかったし、もちろん子供と相談して行ったし、その結果がその子にとってどうだったかというのはまだ結論は出ていないけれども、その子が育っていく過程の中で思ってくれることだろうなというふうに言われていました。

私がお話を聞いた限りでは、そんな非難されるような、無事に帰ってこられるかどうかもわからないようなツアーではなかったような印象を受けましたし、そういう声が本当に出ているのか。周りの方たちがそれを褒めに変にではないかもしれないけど、心配されている向きもあるかもしれないけど、実際に行っている人たち、そして企画している人たちの思いというのはそういうところにはないんじゃないかなと。そこらあたりを教育委員会は冷静に見守って見ていただきたいし、必要なことはきちんと指導しなければいけないと思います。

それから、広告についてもいろいろなことが書かれてありましたけれども、募集を行った旅行会社に対する観光庁からの指導は確かに入ったと思いますが、私が調査した限りでは、観光庁が県教組本体に対して指導したということはないんですね。注意喚起は行ったけれども、指導する立場にはないですというところの話を伺っています。

事実関係を確認していくのは大変だし、お忙しい中でそういうことにまた時間を費やしてくださいと言うのも心苦しいですけれども、間違った捉え方をされていて、それがひとり歩きして、それが拡声されていくということは私は逆にとても恐ろしいことだなというふうに思っておりますので、意見として述べさせていただきました。

**竹内委員長** 私も文教警察委員長をさせていただいておりますので、民間の方から少しお電話をいただいたりします。その中で主任手当は強制ではないと言っているけど、そうではありませんという現場の教員さんから何人かいただいております。それは5人ぐらいの方ですけれども、それがあったということはつけ加えておきます。

それから、抛出している主任、把握できない主任が芯の通った学校組織、学校長の目標設定の中で賛同できないという結果ではないかというふうに私は思っています。

だから、本当は、県教委は芯の通った学校組織はうまくいっているとおっしゃっているんですけど、本当にうまくいっているのは少し違う。やはり調査も指導者の側からとっ

ています。指導者でない方たちがどのようにしているかという、非常に玉虫色だというふうに思っています。その方たちが芯の通った学校組織の意義というものをもう少し理解をして、私は学校改革をどんどんやらなければならない時代で、県外調査で、お二人の委員には協力いただけなかったんですが、堀川高校とかいろんなところへ行って、ああ、よその都道府県は教育改革がどんどん進んでいるんだけど、大分県は何かこの場面と同じようなやりとりに終始していて、本当の改革がどんどんおくらせていっているということを危惧しています。

そういう意味で、両方とももう少し大人になっていただいて、ここでも教育の向上につながるような議論をしていただきたいと申し添えておきます。これは委員長意見です。

以上でこの件は終わりにします。

ほかに、この際、別に意見がおありの方。

**麻生委員** 先般質問いたしましたミニ懇談会なるものでの職務専念義務違反及びこれがそのものですけれども（書類を持ち上げて掲示）、こうした形でいわゆる個人情報保護の法令逸脱行為、流用事件、これについての対処、これについては裏には何も書いていないんですね。

中身にはこういった形でミニ懇談会のご案内で、ちゃんと大分県教職員組合の日田支部という形とか、いろんな案内文とかいろいろあるんですが、政治活動がどうだとか、そこまでは申し上げませんが、日田とか佐伯とか竹田とか、そういったところの資料、具体的なこういったものが山ほど資料として来ておりますので、それについての対処をもう一度確認します。

**藤本教育人事課長** 委員ご指摘いただいた具体的な内容について、先日の答弁でも教育長が述べましたけれども、服務監督権者である市町村教育委員会と連携して、詳細を把握した上で、処分も含めて適切に対応してまいりたいと考えております。

**麻生委員** しっかり報告を求めておきたいと思います。

それから、先般、教育長にお願いしました南極観測船しらせ。これは毎年各小学校かな、氷をお届けして、乗組員さんとも、南極ってどうなのとか、ペンギンってどうなのというやりとりがされていると。これをぜひ来年の開港50周年記念で大分に寄港するように、教育長がぜひ来てくれと言うと来る可能性がぐっと高まるそうなので、そのことを求めておきたいと思います。

それから、先般、各学校に行ったときに、太陽光パネルとか、教室のエアコンをつけたいとか、いろんな、ないと大変だと、これも現場の声だと思います。

そういったものをみずから稼いでいくということで、新たな仕組みについても検討を求めていきたいと思います。

以上です。

**竹内委員長** 麻生委員の熱情はよくわかりますが、文書にしまして、教育委員会に直接でいい問題だと思います。

時間も来ましたので、これで教育委員会関係……。

**三浦委員** さっき話の途中になりましたけど、私、この主任手当の拠出については異常だと思います。

これについては一層の是正を求めたいので、前回、委員長報告でそういったものについ

てはしっかり調査してもらいたい、是正をしてもらいたということが今回こういった調査につながりました。私としては、さらにこれを一層是正してもらうために、さらに透明性の確保、さっき言ったように市町村ごとの状況についても公開してもらいたいので、それについてもできれば委員長報告に盛り込んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。（「できないんじゃない」と言う者あり）できます。それは議会の意思としてやってもらいます。

**竹内委員長** ちょっとその前に、教育委員会の答弁はいかがでしょうか。

**三浦委員** それはこっちの話ですから。委員会討論です。

**竹内委員長** 私から聞きます。その予定はありますか。

**三浦委員** それは向こうはないけど、こっちがそれを通すかどうかでしょう。

**竹内委員長** 市町村ごとの発表は、ないということでしょうか、検討するというのでしょうか。

**三浦委員** それをこっちで話さない。向こうはやらないので、こっちのほうはやらせたいのであれば。

**竹内委員長** それを確認しているんです。やらないのか、確認、検討していくのかということ。

**野中教育長** 調査を実施する過程、経過、そして実施後の今後の取り組みを考えて、市町村ごとに公表するつもりはありません。

**竹内委員長** それでは、後で委員会報告の話し合いになります。

**小野委員** 一言いいかな。

思いがね、本当に教育を考えた発想になっていないような気がしてならないんでね、調査にしてもあぶり出すなんて言葉がさっきあったでしょう。あぶり出すというような、そういう発想でこの教育問題を考えるべきかな。

**竹内委員長** それでは、これは委員同士の問題ですので、教育執行部に関しましては大変ご迷惑をおかけしております。

報告事項に関しての討議の中で検討したいと思いますので、一応、教育委員会関係の審査は終わりたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

**竹内委員長** それでは執行部はお疲れさまでした。ありがとうございました。

〔教育委員会退室〕

**竹内委員長** ただいまの問題につきまして、双方より整理して意見を言ってください。

**尾島委員** 確かに意思として、市町村の状況も知りたいというのはわからないんじゃないんですけど、先ほど来お聞きしたアンケートのやり方から含めて、もう公表しないということ的前提に調査をしていますから、教育委員会としてはできないと思うんですね。できないとはっきり言いました。

議会ができないものを決めるということになれば、議会が幾ら決めても、結果的には議会が示した意思が今度全く相手に通用しないんですよ。議会で大きな要求を出したにもかかわらず、単なる要望に終わってしまいますから、執行部が応じないという状態が出来ます

ので、これはやるべきではないというふうに思います。

よくあるのが、例えば請願がありますよね。

**竹内委員長** ちょっとそれもわかったので、もうよろしいと思います。シンプルに。

**麻生委員** よくわかりました。私たちが心配しているのは、県民の疑惑というか、要らんことを考えんでいいように教育に専念してもらえるような感じに持っていくこと。

主任手当にしても、例えば、構成員の皆さんも全員が知っていると言っているけど、もしよければ全部公表していただいて、我々もこういう使い方をしているというふうになればまた中身の議論もできるわけで、透明性を図っていただければ、またよりいい、子供たちにとってプラスになるような方向に向けての議論も始められるんで、そういった含めて、公表するつもりがあるなら我々もちょっとは考えるだけだね。

**竹内委員長** ちょっと待ってくださいね。これは2つの意味があります。

この主任手当を抛出するという事は、芯の通った学校組織に反対する行為なんですよ。それが1つ。

それから、使った道がよくても悪くても反対という意思表示なわけです。だから、それをよりよいものに使おうとしていることを公表する前の問題があると私は思っています。だから（「そういう主張をしているわけよね」と言う者あり）、それはいいものに使っているから許されるというのと、また芯の通った学校組織を学校の教育目標として県教委全部でやっていくというのに反対するというのは違う問題ですので、中身にまで踏み込むということはその前の議論だと思っています。

**平岩委員** 1つだけ。主任手当の抛出金を出しているから主任の仕事していないかというところ、そうではないというところで、ちゃんと……。

**竹内委員長** それはちゃんと把握しています。だけど、意思表示としてそれを使っているということは皆さんの機関紙でわかっていますので、県教委が実行しようと、議会の議決も経てやっていることに反対する行動であることは確かなんですよね。

それだけのことです。尾島委員と同じでシンプルです。

**尾島委員** いや、だから、私ははっきりそこを、今度委員長報告に出すべきではないと思います。

あれば、皆さんの思いをこの前と同じように主任手当、今後も継続して適正にやれというぐらいなことのほうがいいんじゃないかなと思うんです。結局議会の力が及ばないわけですからね。せっかく決めたのに、相手が言うこと聞かんということになりますから。

**竹内委員長** 公表については、尾島委員のおっしゃるのが筋が通っていると思います。

**尾島委員** それはもう決めてもらったらいいいと思うんですけど。

**三浦委員** わかりました。確かにそういうふうに言ってもいいですけど、多分そういうふうにどんだん前向きに取り組まないと、これは結局何も動かないままですよ。

**麻生委員** 足を引っ張らないんよ。

**竹内委員長** よい意図が通るような何か報告を私どもで考えていきたいと思っています。

**三浦委員** ちょっとお任せしましょう。委員長報告につけ加えていいということ。

**尾島委員** だから、それを今諮っていただいて、こういう内容でやりますというのをやってもらえれば、私もそれは。

**竹内委員長** 今、文面まで思いつかないんですけども、やっぱり芯の通った学校組織が

法に基づいて決まったことですから、それが通るような形でというような趣旨のことはつけ加えてもいいかなと。

**三浦委員** であれば、私はさらに是正を促すためには透明性の確保が必要と考えられるから、それについても要望しておきますというような、ある程度私が言ったことを後ろ向きな内容でもいいですから、盛り込んでいただきたいと思います。

**竹内委員長** 要望としてお聞きしました。私ども2人で考えます。

**麻生委員** 要は政治的中立性、これも大事だと。そして、透明性、公開、オープンにすると、そういったことを徹底して、学校現場では特にそれを求めると、このことだけは申し上げておきたいと思います。

**平岩委員** 政治的独立性。

**麻生委員** 独立性。ただ、学校現場の独立性って中立性よね。（発言する者あり）

**竹内委員長** それでは、両方の意見を尊重しながら、委員長報告に附帯意見をつけることに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成少数〕

**竹内委員長** 賛成少数です。

附帯意見をつけないということに決まりましたので、よろしく願います。

再開は13時からといたします。よろしく願います。

12時33分休憩

13時02分再開

**竹内委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

〔曾根警務部長自己紹介〕

**曾根警務部長** 大分県長期総合計画の実施状況について、ご説明させていただきます。

お手元の資料「大分県長期総合計画の実施状況について」をごらんください。

目標達成度の評価方法等については、既に教育委員会のほうから説明していますので、省略させていただきます。

まず、3ページをごらんください。

警察本部に関する施策は、安心分野における政策欄の「安全・安心な暮らしの確立」の一番上の施策であります「犯罪に強い地域社会の形成」、その下の施策であります「安全で快適な交通社会の実現」となっています。

以上、2つの施策が警察本部に関する施策であり、目標の達成に向けて取り組みを進めているところですが、それぞれの施策において設定している指標の中で、成果が上がっている指標、逆に、成果が上がっていない指標についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

まず、成果が上がった指標は、「犯罪に強い地域社会の形成」の指標である刑法犯認知件数です。平成25年の目標値である8千件以下に対し、実績は6,290件、達成度は121.4%となっています。

これは、現行の統計基準とした昭和27年以降、最少の刑法犯認知件数を更新し、10

年連続の減少となっております。

この要因としましては、自主防犯パトロール隊等地域住民との協働に加え、捜査支援・科学捜査力の充実強化や的確な発生状況の分析による早期検挙など、組織を挙げた取り組みが認知件数の減少につながっており、本年も減少傾向を維持しております。

しかしながら、殺人などの重要犯罪や手口が多様化する振り込め詐欺などの特殊詐欺、子供や女性への声掛け事案の増加など、いまだ治安水準が十分に回復したとはいえない状況にあり、引き続き関係機関やボランティアと連携した諸対策を推進しております。

次に成果が上がっていない指標についてです。46ページをお開きください。

「安全で快適な交通社会の実現」の指標は、交通事故死者数と交通事故負傷者数ですが、負傷者数については、目標の7,448人以下に対し実績が7,498人、達成度が99.3%となり、評価は「概ね達成」となりましたが、死者数については、目標の52人以下に対し実績は60人で、達成度は84.6%となり、評価は「達成不十分」となっています。

死者数が増加した主な要因としましては、死者数の3分の2を占めています高齢者の被害が増加したことが挙げられます。

高齢者については、その被害の半数が歩行中であり、今後も、老人クラブ等に対する参加体験型講習の実施や地域包括支援センターなどの関係機関と連携した交通事故防止対策を推進してまいります。

また、依然として事故原因の4割を脇見運転が占めており、関係機関・団体と連携した交通安全意識の高揚活動など、一層取り組んでまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

**竹内委員長** ただいま、執行部から説明がありましたが、ご質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** 別にご質疑等もないので、次の報告をお願いします。

**芦刈組織犯罪対策課長** 警察本部が所管する公社等外郭団体の経営状況等をご報告します。

警察本部で所管する団体のうち、大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき報告する団体は3団体です。

お手元の文教警察委員会説明資料の1ページから3ページに、県出資法人等の経営状況報告概要書1～3をつけております。

出資比率が25%以上等の「指定団体」は、概要書1の公益財団法人暴力追放大分県民会議及び概要書2の公益財団法人大分県交通安全協会の2団体であります。

出資比率が25%未満の「その他の出資等団体」は、概要書3の公益財団法人大分県防犯協会の1団体であります。

このうち、組織犯罪対策課が所管する公益財団法人暴力追放大分県民会議の経営状況については、お手元の文教警察委員会説明資料の1ページ、県出資法人の経営状況報告概要書1により、ご説明申し上げます。

当団体は、暴力のない明るく住みよい大分県の実現に寄与することを目的に、平成3年8月8日公益法人として設立され、平成4年5月22日に暴力団対策法に基づき、県公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受け、暴力団排除活動の県の中核として活動しています。

また、平成25年2月28日には、国家公安委員会から、平成24年に改正された暴力団対策法に基づき、暴力団事務所周辺の住民の委託を受け暴力団事務所の使用差止の代理訴訟ができる適格都道府県センターとしての認定を受けております。

当団体の存立基盤についてご説明します。概要書項目2をごらんください。

当団体の主たる財源は、基本財産の運用収入及び賛助金等からなり、基本財産の6億950万円は、県から4億6,500万円、76.3%、市町村や企業等から1億4,450万円の出資を受けています。

次に、事業内容についてご説明します。概要書項目3をごらんください。

当団体は、暴力根絶のための啓発及び広報活動や暴力団員による不当な行為に関する相談業務などを行うことにしております。

次に、平成25年度決算状況についてご説明します。概要書項目4をごらんください。

財務状況につきましては、当期正味財産増減額は約78万5千円増加しており、正味財産期末残高は約6億2,266万9千円となっております。

資産関係につきましては、資産総額約6億2,704万4千円であり、負債総額437万5千円で、正味財産約6億2,266万9千円となります。

負債は、借入金等はなく、職員の退職金の積み立て等であり、経営状況は安定しております。

次に、問題点・懸案事項及びその対策についてご説明します。概要書項目5、6をごらんください。

懸案事項ではありますが、経営状況はここ数年安定しているものの、公益事業を効果的に推進するためには、賛助会員の拡大等県民の協力を得る必要があります。

しかしながら、近年の景気低迷の影響により、賛助会員の獲得が困難化の傾向にあります。大分県警察といたしましては、責任者講習や不当要求調査活動、暴排協議会などといった当団体のあらゆる活動を通じて、広く県民に広報するなどして活動状況に理解を求め、新規賛助会員の開拓に努めるよう指導監督するとともに、より緊密な連携を図りながら暴力団排除活動を推進してまいります。

「日本一安全な大分県」実現には、暴力団排除活動は非常に重要な活動であります。どうか同団体の活動に対しまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

**横山交通企画課長** 続きまして、交通企画課が所管する公益財団法人大分県交通安全協会の経営状況等についてご報告します。

文教警察委員会説明資料の2ページをごらんください。

当団体への県からの出資はありませんが、県の事務と密接な関係を有する事業を多く行っている団体ということで、指定団体になっております。

まず、人的支援の状況ですが、県職員の業務援助はありません。また、県警察OBの役員就任は昨年同様1名であります。

次に、県からの財政支出ですが、委託料が約2億1,245万円で、前年度よりも約2,393万円減少しています。主な要因は、平成25年度の免許更新者が前年対比で約1万人減少し、更新時講習業務委託費や免許関係事務委託費などが減少したことによるものです。

次に、財務状況です。当期一般正味財産額は約3,691万円減少し、一般正味財産期



末残高は、約12億8,492万円となっております。主な要因は、先ほど説明した受託事業収益や会費収入、自動車学校収益などの収入減によるものです。

当団体については、この数年経営状況が悪化していることから、昨年12月に財政再建計画検討委員会を設置し、財政再建計画を策定、本年度から推進しているところであります。

当団体は、県下の交通安全活動の中核的な役割を担っており、交通死亡事故の抑止に大きく貢献している重要な団体であると認識しておりますので、県警察としましては、現在推進中の再建計画について、関係部署と連携しながら随時進捗状況を確認し、財務内容がより改善するよう必要な助言を行っていくこととしています。

**高山生活安全企画課長** 最後に、生活安全企画課が所管する公益財団法人大分県防犯協会の経営状況等についてご報告します。

文教警察委員会説明資料の3ページをお開き願います。

当団体は、県知事の認定を受け、平成23年4月1日に公益財団法人へ移行しました。

当団体への県の出資額は200万円で、県出資比率は7%です。

まず、人的支援の状況ですが、当団体への県職員の業務援助はありません。また、県職員の役員就任もありません。

次に、県からの財政支出ですが、風俗営業調査等事業の委託料が前年度とほぼ同額の428万円、補助金につきましては前年度と同額の224万円です。

次に、財務状況ですが、当期正味財産額は20万2千円増加し、正味財産期末残高は3,748万5千円となっております。

最後に懸案事項であります。

ここ数年、経営状況は安定していますが、賛助会費収入が近年減少傾向にあります。防犯思想の普及等の公益事業を効果的に推進するためには、賛助会員の拡大など県民の理解と協力が不可欠であります。

そのための対策として、同団体ではホームページや広報誌等を活用して団体の活動状況を広く県民に広報して理解を求めるとともに、各種行事を通じての呼びかけ、各種団体への協力依頼等を行っているところです。

警察本部としましては、自主防犯活動の中核である同団体に対して、引き続き安定した運営と効果的な事業活動について、必要な助言を行っていくこととしています。

以上で、警察本部が所管する外郭団体の経営状況等の報告を終わります。

**竹内委員長** ただいま、執行部から説明がありましたが、ご質疑、ご意見はありませんか。

**尾島委員** 暴力追放の関係なんですけど、今、賛助会員が随分と減っている状況がここに報告されていますが、現在の会員数が最近の傾向といいますか、増減の傾向、これはやっぱり暴力事件とか暴力関係の事案が減少することに伴って会員数もなかなかふえないんじゃないかと思うんですけど、その辺の関連と、暴力団お断りとかの暴追のステッカーがありますよね。ああいうステッカーは賛助会員以外にも随分と配布をされて貼っているのかどうか、その辺ちょっとお伺いしておきたいと思います。

**今山刑事部長** 賛助会員については、24年度が225人、それから25年度が210人で、約500万5千円の賛助会費のほうをいただいています。若干減っているんですけども、一応500万円の目標額をいただいております、運営には支障はないという状況

でございます。やはり先ほども組対課長が説明しましたように、景気の関係があるんじゃないかなということでもあります。

それと、賛助会員のステッカー、暴力追放ステッカーについては、賛助会員になったときに交付しているということでもあります。

**麻生委員** 公益財団法人暴力追放大分県民会議の事業内容の6番で、住民からの委託による暴力団事務所使用差し止め請求について、最近ちょっと変化が出たんじゃないんですかね。もうちょっと詳しくこの事業内容について説明をいただけますか。

**奥野警察本部長** これはいわゆる民事訴訟ですね。組事務所の撤去に当たっての民事訴訟を住民の方ではなくて、センターがその名前で訴訟を提起できるという仕組みが法律上できまして、その団体にこのセンターが指定されたんですけれども、これについては、昨年、県のほうからその資金のもととなる財源、一定のお金を拠出しますよということで担保を得て、それで指定されたわけなんですけれども、当初その対象となっていた、事務所撤去の対象となっていた団体がその後の活動を見た場合に、適格性というんでしょうか、住民のほうで暴力団事務所を撤去することについて、当初ほど積極的でなくなったというふうなことがあって、大分の事案については、その状況が、今平穏に推移しているという状況でございます。

**麻生委員** そういった場合に、上乘せで訴訟費用も持ちますよとか、つい最近そういった法改正か何かがあって、上乘せ事案というか、それはまだ変更はないんですかね。

**奥野警察本部長** 新聞報道であったんですけれども、一定の拠出額があって、それを訴訟に提起していった場合に訴訟費用がどんどんかさできます。

それがいわゆる当初の公的機関が、センターが県から拠出を得ている額を超えていった場合に、その負担をもとの住民の側に負担させるのかみたいな、そこは公的支援をするんじゃないかみたいなテーマというのが1つございます。これについては、まだ現段階で国のほうもどうしようとか、そういう動きはございません。

**麻生委員** 北九州の事案、きのう逮捕というようなことで、逆に大分がしっかり防御しておかないと大変なことになりはせんかという心配が出てきておりますので、しっかり対処してほしいということが1点。

それから、先日、一般質問の際に広告掲載に関しての問題点を指摘しておりますけれども、3カ月ごとに新聞広告には掲載しているけれども、その事務所所在地が変わるような、そういうような業者が、実は背景にはそういったのがあるんじゃないかと。

調べようとしても、なかなか普通の民間の取引をして大丈夫かどうかを確認するすべがないという方が多いものですから、もうちょっとこの公益財団法人あたりでそういった周知広報だとか、どういう確認の手法があるかというようなこともあわせて広報をしていただければ、検討していただくことを求めておきます。

以上です。

**竹内委員長** ほかにご質疑等もないので、次の報告をお願いします。

**今山刑事部長** 警察犬の運用状況について、お手元の資料に沿ってご説明いたします。文教警察委員会説明資料4ページをお開きください。

まず、1の警察犬制度です。

犬の優れた臭覚等を警察活動に有効活用するために、全国警察が警察犬制度を導入して

おりますが、警察犬には、直轄警察犬と嘱託警察犬の制度があります。

直轄警察犬というのは警察犬の設備から飼育・訓練まで全て警察が行うもので、嘱託警察犬というのは民間が飼育・訓練した犬を警察が嘱託して、出動ごとに謝金を支払って活用するものです。

全国で、直轄警察犬だけで運用しているのは、警視庁のみで、直轄警察犬と嘱託警察犬との併用運用は23道府県警察、嘱託警察犬だけの運用は本県を含む23県警察となっています。

次に、2の警察犬の嘱託種目です。

本県が採用している嘱託種目は、資料のとおり、臭気選別、足跡追及、搜索救助、爆発物搜索の4種目で、事件現場や捜査内容により効果のある犬を出動できるようにしております。

これらの種目ごとに、より能力の高い犬を嘱託するため、毎年1回、警察主催で、嘱託犬を選別するための審査会と嘱託種目別の競技会を開催しているところです。

次に、3の警察犬の嘱託状況です。表をごらんください。

嘱託警察犬は、臭気選別犬4頭、足跡追及犬26頭、搜索救助犬5頭、爆発物探索犬10頭の延べ頭数45頭を嘱託していますが、実頭数は合計35頭で、内9頭は種目が重複しています。

また、警察犬の指導士20名のうち犬の訓練士のプロとして活動している方が7名、訓練生が2名で、それ以外の11名は、本業のかたわら、日々、警察犬の訓練をして出動に備えており、嘱託警察犬の運用は、民間の方々の協力により支えられているのが現状であります。

次に、4の出動状況です。表をごらんください。

平成25年中の警察犬の出動回数は、犯罪捜査で20回、行方不明者の搜索活動で53回、その他、広報活動で10回、警衛警備で1回の合計84回です。

今年は、8月末までに、犯罪捜査で13回、行方不明者の搜索活動で49回、広報活動で4回の合計66回、出動しています。

出動回数については、犯罪捜査は横ばいですが、行方不明者の搜索については、49回中36回が65歳以上の高齢者で、そのうちの19回が認知症の方の搜索で出動しており、昨年同期に比べ出動回数が大幅に増加しています。

なお、出動に伴う謝金については、犯罪捜査等の国費で対応するものを除き、本年度は年間54万2千円の県費予算で対応しております。

次に、5の活動の好事例です。

平成26年における警察犬活用の好事例を紹介いたします。犯罪捜査では、3月16日、大分市大津町における建造物侵入被疑者の発見確保、さらに、行方不明者搜索活動では、1月2日、大分市下郡における行方不明女児の発見救助、7月28日、日出町大字大神における行方不明高齢者の発見救助があります。

行方不明者の搜索等では、夜間や悪天候等のもとで出動していただくことも少なくなく、人命救助等に貢献していただいています。

なお、ご紹介しました3件の好事例については、関係警察署長の感謝状を贈呈しております。

次に、6のその他、参考としてご説明いたします。

本県の嘱託警察犬3頭と指導士2名の方が、NPO法人九州救助犬協会の要請を受けて、先月発生した広島市内における土砂災害の災害救助活動に、熊本、佐賀両県の会員とともに当たっております。

次のページには、これまで説明いたしました警察犬の運用状況等を、写真で紹介しています。

最後になりますが、科学捜査が発展する今日においても、警察犬のすぐれた能力を活用した捜索活動等の必要性は高く、警察犬は、警察活動にとっても欠かすことのできないものであります。

今後も、指導士の方のご協力とご支援のもと、警察犬を効果的に運用して、犯人の追跡・検挙や人命救助等に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

**竹内委員長** ただいま、執行部から説明がありましたが、ご質疑、ご意見はありませんか。

**尾島委員** 先ほど費用について、国費以外、県費54万円で対応ということだったんですけど、これだけ多くの警察犬を嘱託されていて、例えば、嘱託費とか、出動に伴う経費、例えば、54万円で考えると66回も出とって、例えば、前年度ですと84回出動していますけどね、54万円で考えても1回出ても何千円しかならんというようなことなんで、これは犬だけじゃなくて当然人もかかわるわけですから、その辺の経費についてももう少し説明いただけませんか。

**今山刑事部長** 1回1時間単価で3千円、深夜の場合で4千円ということで対応して、謝金を支払っているという状況であります。

一番多い方で、月平均が3回という状況でして、謝金は少ないんですが、ボランティアで協力をしていただいているというのが現状でございます。

**尾島委員** そうすると、日常のいわゆる一生懸命トレーニングするとかいうことについては、一切お金は出ないという制度なんですね。

**今山刑事部長** そういうことでございます。

**尾島委員** わかりました。

**竹内委員長** ほかにご質疑等もないので、最後の報告をお願いします。

**穴井警務課長** 本年6月27日開催の本委員会において治安に関する県民アンケートの結果を報告させていただきました。

その際、全国との比較について質問がありましたので、平成24年に内閣府が行った最新の調査と比較して説明をさせていただきます。

委員会説明資料6ページ、A3サイズの資料3をごらんください。

まず、資料右上の表をごらんください。

県民アンケートと比較する内閣府の調査は、平成24年7月に全国20歳以上の日本国籍を有する者3千人に対して行った治安に関する特別世論調査で、回答者数は1,956人です。

県民アンケートと、微妙に質問が異なったり、選択肢の項目が異なったりと単純に比較はできませんが、類似質問を抽出して比較しました。

まず、資料左上の①の設問をごらんください。

内閣府の調査では「日本は安全・安心な国か」、一方、県民アンケートでは「現在の県は、治安がよく、安全で安心して暮らせる県か」という問いでございます。

「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を合計した割合は、全国の59.7%に対し大分県では71.6%と、全国に比べ11.9ポイント大きくなっています。

逆に「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」を合計した割合は、全国の39.4%に対し、大分県は8分の1以下の5.4%となっています。

次に、その下②の設問をごらんください。

内閣府の調査では「最近の治安に関する認識」、一方、県民アンケートでは「ここ3年間に大分県の治安は良くなったと思うか、又は悪くなったと思うか」という問いでございます。

治安が「良くなったと思う」、「どちらかといえば良くなったと思う」を合計した割合は、全国の15.8%に対し、大分県は22.0%と6.2ポイント大きいことがわかります。

逆に、治安が「悪くなったと思う」、「どちらかといえば悪くなったと思う」を合計した割合は全国の81.1%に対し、大分県は5分の1以下の14.9%となっています。

選択肢の違いはありますが、①と②の比較結果から、県民は、大分県について、全国と比較し、より治安がよく、安全で安心して暮らせる県であると感じていることがわかります。

次に、資料右上③の設問をごらんください。

「犯罪の被害に遭うかもしれないと不安を感じる場所」についての問いでございます。

結果を見ますと、全国の傾向としては「繁華街」が53.7%、次いで「路上」が53.6%と割合が大きく、過半数を超えています。

一方、大分県では「路上」が44.8%で最も割合が大きく、「繁華街」の割合はその約2分の1であることがわかります。

次に、資料右下④の設問をごらんください。

「警察に力を入れて取り締まって欲しい犯罪」についての問いでございます。

全国の傾向は「飲酒運転等悪質・危険な交通法令違反」が54.3%、次いで「殺人・強盗等の凶悪な犯罪」が50.1%と割合が大きく、過半数を超えています。

一方、大分県では「飲酒運転等悪質・危険な交通法令違反」の割合が低いものの、おおむね全国の傾向と変わらない状況となっています。

しかし、グラフ中ほどにあります「ストーカー行為」の取り締まり要望は全国32.2%に対し、大分県では47.4%と非常に大きくなっております。

簡単ではありますが、内閣府の治安に関する特別世論調査と治安に関する県民アンケートの結果の比較について説明をさせていただきました。

県警察では、県民アンケートや内閣府調査から、県民の要望等をしっかりと受け止め、また県民の目線で検討し、今以上に県民が安全で安心して暮らせると感じていただけるよう、そして「日本一安全な大分」の実現に向け、組織を挙げて各種施策に取り組んでいく所存でございます。

以上で説明を終わります。

**竹内委員長** ただいまの報告について、ご質疑、ご意見はありませんか。

**麻生委員** よくわかる資料をつくっていただき、ありがとうございます。

この一番右下に大分県特有の選択肢の中で、公務員による汚職などの社会的不正犯罪、これが非常に高い数値が出ているんですね。例えば、ベネッセによる個人情報流出事件なんかがありましたけれども、例えば、学校の先生が保護者に宛てた個人情報保護法違反みたいな事実があるんだけど、こういったものというのはどうなるの。

いわゆる刑罰的になる、個人情報保護法違反というのは地方公務員法の違反事案としてなるのか、その辺ちょっと法的にはどうなるのか、わかりますか。

**奥野警察本部長** そういった場合は、個人情報保護条例というのを各自治体ごとに定めておりますので、個人情報の目的外使用という形で個人情報保護条例に抵触する問題があります。

あと当然、それが公務員である場合には、その法令違反があった場合に、地方公務員法上の公務員として適切でない行為という懲戒の関係が一つ出てくると。

あと、地方公務員法上の守秘義務違反というのがありますけれども、その場合に、当該保護者の情報が地方公務員法の守秘義務の対象となる秘密になるのかどうかというのは、ちょっと今即断できませんけれども、場合によっては、そういったものになる可能性はあるんじゃないかと思います。ちょっと不正確な部分があるかもしれませんが。

**麻生委員** あえてアンケートの中にこういったものが高いということは、いろんな部分の県民がどう思っているかという背景、そこをしっかりと見ていく必要があろうかと思いますので、取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

**竹内委員長** ほかにありませんか。

最後に私から、4番の質問で、「殺人、強盗等の凶悪な犯罪」や「暴行、傷害等の粗暴の犯罪」、それから「ストーカー行為を取り締まってほしい」という人が大分県民は多いわけですね。

それは実際の起こった件数は全国的にいかがなんでしょうか。警察が関与したそういう事例数は。

**今山刑事部長** 全国でいいますと、24年の重要犯罪、凶悪犯が1万4,582件、平成25年が1万4,596件、県内のほうは24年が45件、25年が48件でございます。

そういった状況で、そんなにふえたというふうな状況ではないです。

**竹内委員長** ということは、例えば、ストーカー行為も含めまして、県民がそれに対する警戒心が強いということであって、実際に犯罪行為が多いということではないんですね。

**今山刑事部長** そうですね。どちらかというところ、DV、ストーカーなど、時々、殺されたとか残虐な事件があったというそのイメージ、そういう不安感が増幅をさせているんじゃないかというふうに思います。

**竹内委員長** わかりました。ショッキングな新聞報道の事件が大分で起こっているので、こういう結果なんですね。はい、承知しました。

ほかにはいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ほかにご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

**平岩委員** 先ほども言われていました北九州の工藤會の暴力団のことが大きく報じられていまして、3,500人体制で、福岡県警の3割を使ってということなんですけど、他県からも応援に行っているというようなことが言われていましたが、大分県でどのくらい加勢に行っているのかということと、これでしばらく時間がかかるかもしれませんが、中津とか日田の暴力団関係者の人との関連で少し落ちつけるのかということと、教えてください。

**今山刑事部長** たしか新聞では3,800人ということで承知しているんですけども、大分県からこれに伴って、個別に応援ということではありません。

ただ、福岡県警には、巡査部長が2年間の出向期限で、刑事部の組対のほうに出向しているということはありません。

それと、工藤會の関係では、中津のほうに元組長の家があるとか、そういうのはありますけれども、一応山口組系のところの縄張りなんで、大分県内で工藤會のほうが入ってきて活動しているという、そういう不穏な動きというのはありません。

**竹内委員長** ありがとうございます。この際ほかに。

**小野委員** この間、私、何回か冤罪の防止という点で、取り調べの可視化の問題について本部長の見解等も聞いてきたんですけども、先日、8月20日の大分合同新聞で、「広がる可視化、13道府県警に」といった見出しで出ていましたね。警視庁や大阪府警はまだその考えはないようですけれども、出ていました。

昨日は大分県警も全面可視化に取り組んできたこと、これからも取り組むというような報道がなされていました。

これまで本部長の答弁では、どうしても現場の警察官にとってはなかなかハードルが高いという話をずっとされてきたわけですけども、今、大分県警がこれに取り組んだこの間の経過などを踏まえて、これからの課題なり、それから方向性について何かあればお聞きしたいと思います。

**奥野警察本部長** 取り調べの録音、録画につきましては以前から申し上げておりますが、供述の任意性とか信用性とか、そういった的確な立証に資する部分があります。

ただ、その一方で、組織犯罪などの捜査に支障を来すおそれがあるという、そういう問題もあります。あるいは犯罪被害者などの名誉やプライバシーを侵害するおそれもある、そういった懸念もあります。

ただ、こうした中、先日、今おっしゃられたように、国で方針が示されまして、警察については、裁判員裁判の対象事件については録音、録画を全取り調べの過程で実施するものとされております。それで、今後、刑事訴訟法の改正が行われて、何年か後には施行されることとなります。

これまで警察としては、平成21年4月から録音録画の試行に取り組んできたところであります。今後はこういった録音、録画の法制化、刑事訴訟法の改正があることに備えまして、録音、録画の実施回数をふやしていくこととあわせて、全過程の録音、録画の可能な事件については、捜査の支障とか、関係者の名誉、プライバシーの保護に留意しながら、全過程の録音、録画も実施に努めていくという考えでいるところでございます。

以上です。

**小野委員** この13の県と同じような方向で大分県警も取り組んでいくというふうに理解

していいですか。

**奥野警察本部長** そういうことでございます。

**竹内委員長** ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ほかにないようですので、これをもちまして、警察本部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔警察本部退室〕

**竹内委員長** 次に、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** 別にないようですので、これをもちまして、本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。